

令和7年5月14日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官
令和5年(ワ)第70004号 特許権侵害損害賠償請求事件
口頭弁論終結日 令和7年1月8日

判 決

5

原 告 株式会社DAPリアライズ

被 告 ソニー株式会社

10

同訴訟代理人弁護士 吉 田 和 彦

同 高 石 秀 樹

主 文

- 1 原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

15

事 実 及 び 理 由

第1 請求

被告は、原告に対し、1000万円及びこれに対する令和5年1月18日から支払済みまで年3パーセントの割合による金員を支払え。

20

第2 事案の概要

本件は、発明の名称を「携帯情報通信装置及び携帯情報通信装置を使用したパーソナルコンピュータシステム」とする特許第4555901号の特許(以下「本件特許」という。)に係る特許権(以下「本件特許権」という。)を有する原告が、別紙被告製品目録記載の各製品(以下「被告各製品」といい、同目録の記載に従い、同目録記載1の製品を「イ号製品」などという。)は本件特許

25

の特許請求の範囲の請求項1に係る発明(以下「本件発明」という。)の技術的

範囲に属するものであり、被告が平成23年3月24日から令和5年1月9日までの間に被告各製品を販売したことが本件特許権の侵害に当たり、これにより損害を被ったと主張して、不法行為に基づく損害賠償として、損害金118億5400万円の一部である1000万円及びこれに対する遅延損害金の支払を求める事案である。

1 前提事実（当事者間に争いが無い、後掲各証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実。以下において、枝番号のある証拠について枝番号を記載しない場合は、全ての枝番号を含む。）

(1) 当事者

10 ア 原告は、各種情報処理・通信システムの考案、開発等を行う株式会社である。

イ 被告は、通信機器の企画、開発、製造、販売等を行う株式会社である。

(2) 本件特許

15 ア 原告は、平成17年12月21日（優先日平成16年12月24日及び平成17年7月28日、優先権主張国日本）を出願日とする特許出願（特願2005-367373号。以下「本件原々出願」という。）の一部を分割して出願した特許出願（特願2006-277062号。以下「本件原出願」という。）の一部を更に分割して、平成20年6月23日、新たに本件特許の特許出願（特願2008-162678号。以下「本件出願」という。）をし、平成22年7月30日、本件特許権の設定登録（請求項の数4）を受けた（以下、本件出願の願書に添付された明細書及び図面を併せて「本件明細書」という。また、本件明細書の発明の詳細な説明中の段落番号を【0001】、図面を【図1】などと記載する。）（甲1～3、8、乙47、48、71、72）。

25 イ 原告は、平成28年5月19日、本件特許の特許請求の範囲の請求項1から4までについて訂正することを求める訂正審判請求（訂正2016-

390069号)をした。

特許庁は、同年10月17日、本件特許の特許請求の範囲の請求項2から4までについて訂正することを認め、同請求項1に係る訂正についての審判請求は成り立たないとの審決をした。

5 これに対し、原告は審決取消訴訟（知的財産高等裁判所平成28年（行ケ）第10257号事件）を提起したが、知的財産高等裁判所は、平成29年10月19日、原告の請求を棄却するとの判決をし、同年11月7日、同判決の確定により、前記審決は確定した。（甲1、8、乙1、2）

10 ウ 原告は、平成30年4月9日、本件特許の特許請求の範囲を別紙「特許請求の範囲（本件訂正前）」記載のとおり訂正することを求める訂正審判請求（訂正2018-390070号）をした。

特許庁は、同年7月25日、前記請求を認めるとの審決をし、同審決は、同年8月2日、確定した（以下、この訂正を「平成30年訂正」という。）。

（甲1、3、8、乙49）

15 エ シャープ株式会社は、令和2年3月31日、特許庁に対し、本件特許の特許請求の範囲の請求項1について無効審判請求（無効2020-800032号）をし、原告は、令和3年3月22日付けで、同請求項1について別紙「特許請求の範囲」記載のとおり訂正することを求める訂正請求をした（請求に係る訂正部分は、別紙「特許請求の範囲」の下線部分である。）。

20 特許庁は、同年10月12日、前記訂正請求を認めた（以下、この訂正を「本件訂正」という。）上で、前記無効審判請求は成り立たないとの審決をした。

25 これに対し、シャープ株式会社は審決取消訴訟（知的財産高等裁判所令和3年（行ケ）第10139号事件）を提起したが、知的財産高等裁判所は、令和4年12月19日、シャープ株式会社の請求を棄却するとの判決をし、令和5年1月5日、同判決は確定した。（甲4～8）

(3) 特許請求の範囲

本件特許の特許請求の範囲の請求項 1 の記載は、別紙「特許請求の範囲」記載のとおりである。

(4) 本件発明の構成要件の分説

5 本件発明を構成要件に分説すると、以下のとおりである（以下、分説した各構成要件を「構成要件 A」などという。）。

A ユーザーがマニュアル操作によってデータを入力し、該入力データを後記中央演算回路へ送信する入力手段と；

10 B 無線信号を受信してデジタル信号に変換の上、後記中央演算回路に送信するとともに、後記中央演算回路から受信したデジタル信号を無線信号に変換して送信する無線通信手段と；

C 後記中央演算回路を動作させるプログラムと後記中央演算回路で処理可能なデータファイルとを格納する記憶手段と；

15 D 前記入力手段から受信したデータと前記記憶手段に格納されたプログラムとに基づき、前記無線通信手段から受信したデジタル信号に必要な処理を行い、リアルタイムでデジタル表示信号を生成するか、又は、自らが処理可能なデータファイルとして前記記憶手段に一旦格納し、その後読み出した上で処理する中央演算回路と、該中央演算回路の処理結果に基づき、単一のVRAMに対してビットマップデータの書き込み／読み出しを行い、
20 「該読み出したビットマップデータを伝達するデジタル表示信号」を生成し、該デジタル表示信号を後記ディスプレイ制御手段又は後記インターフェース手段に送信するグラフィックコントローラと、から構成されるデータ処理手段と；

25 E 画面を構成する各々の画素が駆動されることにより画像を表示するディスプレイパネルと、前記グラフィックコントローラから受信したデジタル表示信号に基づき前記ディスプレイパネルの各々の画素を駆動するディス

プレイ制御手段とから構成されるディスプレイ手段と；

F 外部ディスプレイ手段を備えるか、又は、外部ディスプレイ手段を接続するかする周辺装置を接続し、該周辺装置に対して、前記グラフィックコントローラから受信したデジタル表示信号に基づき、外部表示信号を送信するインターフェース手段と；

を備え、

G' 前記無線通信手段が「本来解像度が前記ディスプレイパネルの画面解像度より大きい画像データ」を伝達する無線信号を受信してデジタル信号に変換の上、前記中央演算回路に送信し、前記中央演算回路が該デジタル信号を受信して、該デジタル信号が伝達する画像データを処理し、前記グラフィックコントローラが、該中央演算回路の処理結果に基づき、前記単一のVRAMに対してビットマップデータの書き込み／読み出しを行い、「該読み出したビットマップデータを伝達するデジタル表示信号」を生成し、該デジタル表示信号を前記ディスプレイ制御手段又は前記インターフェース手段に送信して、前記ディスプレイ手段又は前記外部ディスプレイ手段に画像を表示する機能（以下、「高解像度画像受信・処理・表示機能」と略記する）を有する、

携帯情報通信装置において、

H' 前記グラフィックコントローラは、前記携帯情報通信装置が前記高解像度画像受信・処理・表示機能を実現する場合に、前記単一のVRAMから「前記ディスプレイパネルの画面解像度と同じ解像度を有する画像のビットマップデータ」を読み出し、「該読み出したビットマップデータを伝達するデジタル表示信号」を生成し、該デジタル表示信号を前記ディスプレイ制御手段に送信する機能と、前記単一のVRAMから「前記ディスプレイパネルの画面解像度より大きい解像度を有する画像のビットマップデータ」を読み出し、「該読み出したビットマップデータを伝達するデジタル表示信

号」を生成し、該デジタル表示信号を前記インターフェース手段に送信する機能と、を実現し、

I 前記インターフェース手段は、前記グラフィックコントローラから受信した「ビットマップデータを伝達するデジタル表示信号」を、デジタルRGB、TMD S、LVDS（又はLDI）及びGVIFのうちのいずれかの伝送方式で伝送されるデジタル外部表示信号に変換して、該デジタル外部表示信号を前記周辺装置に送信する機能を有する、

J ことにより、

前記外部ディスプレイ手段に、「前記ディスプレイパネルの画面解像度より大きい解像度を有する画像」を表示できるようにした、

K ことを特徴とする携帯情報通信装置。

(5) 被告の行為

被告は、被告各製品を業として販売した。

(6) 先行文献

本件特許の優先日（平成16年12月24日及び平成17年7月28日）前に頒布された刊行物として、以下のものが存在した。

ア Power Book G4 Technology Overview（乙3。平成16年4月発行。以下「乙3文献」といい、乙3文献に記載された発明を「乙3発明」という。）

イ 特開2001-197167号公報（乙6。平成13年7月19日公開。以下「乙6文献」といい、乙6文献に記載された発明を「乙6発明」という。）

ウ 特開2000-13776号公報（乙38。平成12年1月14日公開。以下「乙38文献」といい、乙38文献に記載された発明を「乙38発明」という。）

エ 特開2000-66649号公報（乙39（乙25と同じ。）。平成12

年3月3日公開。以下「乙39文献」といい、乙39文献に記載された発明を「乙39発明」という。）

2 争点

(1) 被告各製品が本件発明の技術的範囲に属するか（争点1）

- 5 ア 被告各製品は「高解像度画像受信・処理・表示機能」（構成要件G'）を有するか（争点1-1）
- イ 被告各製品は「無線通信手段」（構成要件B及びG'）を有するか（争点1-2）
- ウ 被告各製品は「グラフィックコントローラ」が「単一のVRAMに対して
10 ビットマップデータの書き込み／読み出しを行い、「該読み出したビットマップデータを伝達するデジタル表示信号」を生成し、該デジタル表示信号を後記ディスプレイ制御手段又は後記インターフェース手段に送信する」との構成（構成要件D、G'及びH'）を有するか（争点1-3）
- エ 被告各製品は「単一のVRAM」（構成要件D、G'及びH'）を有するか
15 か（争点1-4）
- オ 被告各製品は「前記単一のVRAMから「前記ディスプレイパネルの画面解像度と同じ解像度を有する画像のビットマップデータ」を読み出し、「前記単一のVRAMから「前記ディスプレイパネルの画面解像度より大きい解像度を有する画像のビットマップデータ」を読み出し」との構成（構成
20 要件H'）を有するか（争点1-5）

(2) 無効の抗弁の成否（争点2）

- ア サポート要件違反（争点2-1）
- イ 実施可能要件違反（争点2-2）
- ウ 新規性及び進歩性欠如
- 25 (ア) 乙3発明に基づく新規性及び進歩性欠如（争点2-3-1）
- (イ) 乙6発明に基づく新規性及び進歩性欠如（争点2-3-2）

(ウ) 乙38発明に基づく進歩性欠如(争点2-3-3)

(エ) P900iVに係る発明(以下「P900iV発明」という。)に基づく進歩性欠如(争点2-3-4)

(オ) 乙39発明に基づく新規性及び進歩性欠如(争点2-3-5)

5 (カ) 分割要件違反による新規性欠如(争点2-3-6)

(3) 損害の発生及びその額(争点3)

第3 争点に関する当事者の主張

1 争点1-1(被告各製品は「高解像度画像受信・処理・表示機能」(構成要件G')を有するか)について

10 (原告の主張)

被告各製品は、いずれも、無線通信用メインアンテナ及び無線送受信ICがディスプレイパネルの画面解像度より大きい画像データを伝達する無線信号を受信し、GPUが、中央演算回路の処理結果に基づき、SDRAMに対してビットマップデータの書き込み/読み出しを行い、これにより生成されたデジタル表示信号を液晶ドライバ等に送信して、外部ディスプレイ等に画像を表示する。

15 本件特許の特許請求の範囲及び本件明細書に、「高解像度画像受信・処理・表示機能」が「テレビ放送を視聴している場合」に実現される機能に限定するような記載はない。そうすると、「高解像度画像受信・処理・表示機能」は「テレビ放送を視聴している場合に実現される機能」に限定されておらず、「無線通信手段」がテレビ放送信号を受信する手段に限定されることもない。

したがって、被告各製品は「高解像度画像受信・処理・表示機能」を有する。

20 (被告の主張)

本件明細書の記載等を斟酌すれば、「高解像度画像受信・処理・表示機能」とは、「テレビ放送を視聴している場合」に実現される機能を意味する。

第一に、被告各製品のうち、イ号製品、ニ号製品、ト号製品、ネ号製品、キ

号製品及びフ号製品は、フルセグ放送の受信機能もワンセグ放送の受信機能も備えておらず、高解像度画像の「テレビ放送」を受信することはない。第二に、被告各製品のうち、ロ号製品、ハ号製品、ホ号製品、ヘ号製品、チ号製品ないしフ号製品、ヨ号製品、レ号製品、ク号製品及びキ号製品は、ワンセグ放送受信アンテナと対応するチューナーからなるワンセグ受信手段を備えているが、ワンセグのフォーマットは320×240（QVGA4：3）、320×180（QVGA16：9）であるから、通常規格やハイビジョン規格のテレビ放送を視聴する機能を有しない。第三に、被告製品のうち、ワ号製品、カ号製品、タ号製品、ソ号製品、ツ号製品、ナ号製品ないしウ号製品、オ号製品、ヤ号製品ないしケ号製品及びコ号製品ないしサ号製品は、フルセグ放送受信手段を備えているが、フルセグのフォーマットは最大1920×1080であり、これは、前記被告製品の内蔵ディスプレイの解像度以下であるため、この解像度よりも高解像度画像のテレビ放送を受信することはない。

さらに、構成要件G'は、「無線通信手段」が無線信号を受信する機能を含む一定の機能を「高解像度画像受信・処理・表示機能」と規定しているところ、被告各製品のフルセグ放送及びワンセグ放送受信アンテナと対応するチューナーは、テレビ放送信号を受信する機能を有しているが、送信機能を備えていないため、「無線通信手段」に該当しない。また、被告各製品の無線通信メインアンテナは、テレビ放送信号を受信することはないため、「無線通信手段」に該当しない。そうすると、ワンセグ放送受信機能又はフルセグ放送受信機能を備える前記各製品はもとより、テレビ放送受信機能を備えるノ号製品も「高解像度画像受信・処理・表示機能」を有しない。

したがって、被告各製品は「高解像度画像受信・処理・表示機能」を有しない。

2 争点1-2（被告各製品は「無線通信手段」（構成要件B及びG'）を有するか）について

(原告の主張)

(1) 前記 1 (原告の主張) のとおり、本件発明は「テレビ放送を視聴している
場合」に実現される機能に限定した発明ではない。被告各製品は、無線通信
用メインアンテナ及び無線送受信 IC を有しており、「無線通信手段」を有
5 する。

(2) 被告各製品において、無線送受信 IC とモバイルプロセッサ間の通信は
アナログ信号で行われるが、無線信号を受信する無線通信手段とデジタルデ
ータを処理するデータ処理手段との間の信号のやり取りをデジタル信号で行
うかアナログ信号で行うかは単なる設計事項にすぎず、信号のやり取りをア
10 ナログ信号で行う場合には、デジタルデータを処理するデータ処理手段に、
アナログ信号とデジタル信号との変換を行うインターフェースを設けること
は当然のことであるから、被告各製品と本件発明との相違点について均等の
5 要件を充足し、均等侵害が成立する。

(被告の主張)

(1) 前記 1 (被告の主張) のとおり、本件発明は「テレビ放送を視聴している
場合」に実現される機能に関する発明であることから、「無線通信手段」は、
テレビ放送の送受信を行うための通信手段を意味する。被告各製品において、
無線信号を送信し、かつ、受信できる構成は、無線通信用メインアンテナ及
び無線送受信 IC であるが、これらの構成は、テレビ放送を受信する機能
20 を有しない。

また、被告各製品において、無線送受信 IC とモバイルプロセッサ間の
通信は、アナログ信号で行われるから、「デジタル信号に変換の上、後記中央
演算回路に送信する」及び「後記中央演算回路から受信したデジタル信号」
との構成を有しない。

したがって、被告各製品は「無線通信手段」を有しない。

(2) 原告は、無線送受信 IC とモバイルプロセッサ間の通信がアナログ信号

で行われ「デジタル信号」でないことについて均等侵害を主張するが、構成要件B以外に係る被告各製品と本件発明との相違点について均等の5要件を充足することの主張はなく、前記（原告の主張）(2)は失当である。

3 争点1-3（被告各製品は「グラフィックコントローラ」が「単一のVRAM
5 Mに対してビットマップデータの書き込み／読み出しを行い、「該読み出したビットマップデータを伝達するデジタル表示信号」を生成し、該デジタル表示信号を後記ディスプレイ制御手段又は後記インターフェース手段に送信する」との構成（構成要件D、G'及びH'）を有するか）について

（原告の主張）

10 (1) グラフィックコントローラとは、コンピュータシステムにおいて画像表示を担当する集積回路の総称である。被告各製品において、GPU、ビデオ・静止画処理ハードウェア及びディスプレイ手段表示用画像処理プロセッサは、いずれも画像表示を担当する集積回路であることから、これらをまとめてグラフィックコントローラと表記・呼称することができる。

15 20 25 30 35 40 45 50 55 60 65 70 75 80 85 90 95 100 105 110 115 120 125 130 135 140 145 150 155 160 165 170 175 180 185 190 195 200 205 210 215 220 225 230 235 240 245 250 255 260 265 270 275 280 285 290 295 300 305 310 315 320 325 330 335 340 345 350 355 360 365 370 375 380 385 390 395 400 405 410 415 420 425 430 435 440 445 450 455 460 465 470 475 480 485 490 495 500 505 510 515 520 525 530 535 540 545 550 555 560 565 570 575 580 585 590 595 600 605 610 615 620 625 630 635 640 645 650 655 660 665 670 675 680 685 690 695 700 705 710 715 720 725 730 735 740 745 750 755 760 765 770 775 780 785 790 795 800 805 810 815 820 825 830 835 840 845 850 855 860 865 870 875 880 885 890 895 900 905 910 915 920 925 930 935 940 945 950 955 960 965 970 975 980 985 990 995

そして、被告各製品においては、①ビデオ・静止画処理ハードウェアとディスプレイ手段表示用画像処理プロセッサが、単一のVRAMに対してビットマップデータの書き込み／読み出しを行うとの処理を行い、②ディスプレイ手段表示用画像処理プロセッサが、「デジタル表示信号」を生成し、これをディスプレイ制御手段又はインターフェース手段に送信するとの処理を行っている。

(2) 本件発明について、中央演算回路とグラフィックコントローラが物理的に分離した複数の部品から構成されているものに限定する文言はない上、本件明細書の【0023】には、CPUとグラフィックプロセッサ等を一つのプロセッサとして構成することが示されていることからすると、「グラフィックコントローラ」が、中央演算回路と物理的に分離した複数の部品から構成されているものに限定されていると解することはできない。

(3) したがって、被告各製品は、「グラフィックコントローラ」が「単一のVRAMに対してビットマップデータの書き込み／読み出しを行い、「該読み出したビットマップデータを伝達するデジタル表示信号」を生成し、該デジタル表示信号を後記ディスプレイ制御手段又は後記インターフェース手段に送信する」との構成を有する。

(被告の主張)

(1) 本件発明の「グラフィックコントローラ」は、①単一のVRAMに対してビットマップデータの書き込み／読み出しを行う、②「デジタル表示信号」を生成し、これをディスプレイ制御手段又はインターフェース手段に送信するという2つの処理を行うものである。

被告各製品のモバイルプロセッサにおいては、ビデオ・静止画処理ハードウェアが、SDRAMに画像データを書き込み、内部ディスプレイ手段表示用画像処理プロセッサ及び外部ディスプレイ手段表示用画像処理プロセッサが、それぞれ当該SDRAMから当該画像データを読み出した後、画素数の変換を含む処理を行った上で、内部ディスプレイドライバ等に送信するものであるから、これらはいずれも「グラフィックコントローラ」に該当しない。

原告は「グラフィックコントローラ」が画像表示を担当する集積回路を意味すると主張するが、当該解釈は何ら根拠がない上、原告の平成30年訂正に係る訂正審判請求における主張によれば、画像表示を担当する集積回路であったとしても、少なくとも画素数を変換するハードウェアは「グラフィックコントローラ」に含まれないというべきである。

(2) 構成要件Dにおいて、「中央演算回路」及び「グラフィックコントローラ」の具体的内容はいずれも特定されておらず、その構成は不明確であるが、本件明細書の記載を斟酌すると、「中央演算回路」と「グラフィックコントローラ」とは別個独立した構成（物理的に分離した複数の部品からなる構成）として設けられており、両者が一体となった構成は開示されていないから、「中

中央演算回路」と「グラフィックコントローラ」は、少なくとも別個独立した構成であると解される。

被告各製品においては、画像の信号処理及びデータ処理は単一のモバイルプロセッサにより行われており、モバイルプロセッサが「中央演算回路」に相当するとしても、モバイルプロセッサと別個独立した「グラフィックコントローラ」に相当する構成は存在しない。

(3) したがって、被告各製品は、「グラフィックコントローラ」が「単一のVRAMに対してビットマップデータの書き込み／読み出しを行い、「該読み出したビットマップデータを伝達するデジタル表示信号」を生成し、該デジタル表示信号を後記ディスプレイ制御手段又は後記インターフェース手段に送信する」との構成を有しない。

4 争点1－4（被告各製品は「単一のVRAM」（構成要件D、G'及びH'）を有するか）について

（原告の主張）

被告各製品のSDRAMは、画像データを保存するRAMであるから、「単一のVRAM」に相当する。

「VRAM」とは画像データを保存するRAMを意味するにとどまることや、本件特許の構成要件においてVRAMがグラフィックコントローラ以外の構成要素と接続されないとは規定されていないことに照らし、「VRAM」が、グラフィックコントローラのみ接続され、グラフィックコントローラがビットマップデータの書き込み／読み出しを行う専用の記憶媒体に限定されると解することはできない。また、原告は、平成30年訂正に係る訂正審判請求に際し、「単一のVRAM」に関する陳述をしておらず、「単一のVRAM」の意義を上記のように限定していない。

したがって、被告各製品は「単一のVRAM」を有する。

（被告の主張）

VRAM (V i d e o R A M) とは画像データの一時保存に特化した記憶媒体を意味することや、本件明細書において「VRAM」がグラフィックコントローラ以外の構成要素と接続されるとは規定されていないことに照らし、「VRAM」は、汎用的なRAMではなく、グラフィックコントローラ専用の画像データの一時保存に特化した記憶媒体であると解すべきである。

また、原告は、平成30年訂正に係る訂正審判請求に際し、画像データの一時保存に特化した記憶媒体と汎用的なRAMとを明確に区別した上、「単一のVRAM」との構成を追加しているから、本件訴訟でこれに反する主張をすることは禁反言に当たり許されないし、VRAM以外の汎用のRAMは本件発明の技術的範囲から意識的に除外されている。

被告各製品のSDRAMは、バスを通じて複数の読み出し手段がアクセスする汎用のRAMであり、グラフィックコントローラ専用の画像データの一時保存に特化した記憶媒体ではない。

したがって、被告各製品は「単一のVRAM」を有しない。

争点1-5 (被告各製品は「前記単一のVRAMから「前記ディスプレイパネルの画面解像度と同じ解像度を有する画像のビットマップデータ」を読み出し」、「前記単一のVRAMから「前記ディスプレイパネルの画面解像度より大きい解像度を有する画像のビットマップデータ」を読み出し」との構成(構成要件H')を有するか) について

(原告の主張)

被告各製品のSDRAMには、「内蔵用表示データ」と「(内蔵用表示データに補間又は間引き等の処理を行って生成した) 外部表示用データ」という異なる2種類の解像度の画像データが書き込まれており、被告各製品のGPU、ビデオ・静止画処理ハードウェア及びディスプレイ手段表示用画像処理プロセッサから構成される「グラフィックコントローラ」は、異なる2種類の解像度の画像データを読み出すものであるから、構成要件H'の「読み出し」に係る構

成を充足する。

仮に乙67によって裏付けられる限りにおいて、被告各製品の構成を認定するとしても、被告各製品においては、SDRAMからの画像データの読み出しと同時に、補間又は間引き等の処理が行われている。構成要件H'の「読み出し」について、本件明細書は、「読み出し」をするにあたり、補間又は間引き等の解像度変換を行う構成を排除していないから、被告各製品は「読み出し」に係る構成を充足する。

さらに、仮に被告各製品において、SDRAMから画像データを読み出した後に、補間又は間引き等の処理が行われているとしても、構成要件H'における「読み出し」とは、RAMに記録された画像データを読み出すことと、補間又は間引き等の処理をすることを合わせた動作に相当するものであるから、被告各製品は「読み出し」に係る構成を充足する。

したがって、被告各製品は、「前記単一のVRAMから「前記ディスプレイパネルの画面解像度と同じ解像度を有する画像のビットマップデータ」を読み出し」、「前記単一のVRAMから「前記ディスプレイパネルの画面解像度より大きい解像度を有する画像のビットマップデータ」を読み出し」との構成を有する。

(被告の主張)

構成要件H'は、「単一のVRAM」から、「前記ディスプレイパネルの画面解像度と同じ解像度を有する画像のビットマップデータ」及び「前記ディスプレイパネルの画面解像度より大きい解像度を有する画像のビットマップデータ」という異なる2種類の解像度の画像を読み出すことを意味する。そして、構成要件H'の「読み出し」とは、コンピュータが単一のVRAM内のビットマップデータを取り出すときに、各ビットマップデータが既に「前記ディスプレイパネルの画面解像度と同じ解像度を有する画像のビットマップデータ」又は「前記ディスプレイパネルの画面解像度より大きい解像度を有する画像のビットマ

ップデータ」であることを意味し、コンピュータが単一のVRAM内の各ビットマップデータを取り出した後に解像度変換を行う態様を含まない。

被告各製品は、画像データをSDRAMから読み出した後に、内部ディスプレイ手段表示用画像処理プロセッサ及び外部ディスプレイ手段表示用画像処理
5 プロセッサにおいて解像度変換を行うものであり、SDRAMから1種類の解像度の画像データのみを読み出すものであって、異なる2種類の解像度の画像を読み出すものではない。また、被告各製品は、テレビ放送の受信に際し、「ディスプレイパネルの画面解像度より大きい解像度を有する画像」のデータをSDRAMに書き込むことも、SDRAMから読み出すこともない。そして、被告各製品は、「ディスプレイパネルの画面解像度と同じ解像度を有する画像」の
10 データをSDRAMに書き込むことも、SDRAMから読み出すこともない。

したがって、被告各製品は、「前記単一のVRAMから「前記ディスプレイパネルの画面解像度と同じ解像度を有する画像のビットマップデータ」を読み出し、「前記単一のVRAMから「前記ディスプレイパネルの画面解像度より大
15 きい解像度を有する画像のビットマップデータ」を読み出し」との構成を有しない。

6 争点2-1（サポート要件違反）について

（被告の主張）

(1) 本件明細書では、「単一のVRAM」との語句は用いられておらず、「単一のVRAM」と規定することによる作用効果についても記載されていない。
20

また、本件明細書では、「単一のVRAM」から「前記ディスプレイパネルの画面解像度と同じ解像度を有するビットマップデータ」及び「前記ディスプレイパネルの画面解像度より大きい解像度を有する画像のビットマップデータ」を読み出すことは記載されていないし、上記の2種類のビットマップデータ以外のデータが書き込まれることも記載されていない。
25

本件特許の優先日当時の技術常識に照らし、複数の読み出し手段が単一の

VRAMにアクセスして画像を読み出すことは困難であったから、原告が主張するとおり「VRAM」に汎用のRAMが含まれるとの解釈を前提とした場合においては、当業者が、本件発明の技術的範囲にまで、発明の詳細な説明に開示された内容を拡張ないし一般化できるとはいえない。

5 (2) 原告は、本件発明の技術的範囲には、本来解像度がディスプレイパネルの画面解像度より大きい画像データファイルをダウンロードして画面を表示する場合に構成要件H' に類する機能の実現に係る構成が含まれることや、構成要件H' における単一のVRAMから画像のビットマップデータを「読み出し」との部分には、グラフィックコントローラが「読み出し」をするに当
10 たり、補間又は間引き等の解像度変換を行う構成が含まれることを主張するが、本件明細書に前記各構成は記載されておらず、本件明細書で開示された内容を拡張ないし一般化したとしても、前記各構成が開示されているとはいえない。

(原告の主張)

15 (1) 構成要件H' では、「単一のVRAM」から「前記ディスプレイパネルの画面解像度と同じ解像度を有するビットマップデータ」及び「前記ディスプレイパネルの画面解像度より大きい解像度を有する画像のビットマップデータ」を読み出すことが記載されており、これは本件明細書に記載した事項の範囲内のものである。

20 拡張ないし一般化された請求項の記載がサポート要件を満たさないと判断されるのは、発明の詳細な説明において発明の課題が解決できることを当業者が認識できるように記載された範囲を超えていると判断される場合であり、当該拡張ないし一般化された請求項の記載に含まれる具体例が発明の詳細な説明に記載されていないからといって、直ちにサポート要件違反となるもの
25 ではない。

(2) 原告の主張に係る構成要件H' の「読み出し」の解釈は、本件明細書の【0

【124】及び【0126】の記載に基づくものである。

前記(1)のとおり、拡張ないし一般化された請求項の記載に含まれる具体例が発明の詳細な説明に記載されていないからといって、直ちにサポート要件違反となるものではない。

5 7 争点2-2（実施可能要件違反）について

（被告の主張）

本件明細書には、グラフィックコントローラにのみ接続されたVRAMに画像データの書き込み／読み出しを行う形態は記載されているが、複数の読み出し手段が「単一のVRAM」にアクセスしてビットマップデータの書き込み／読み出しを行う方法は記載されていない。原告が主張するとおり「VRAM」に汎用のRAMが含まれるとの解釈を前提とした場合においては、本件明細書の記載及び本件特許の優先日当時の技術常識を考慮したとしても、当業者が、複数の読み出し手段がアクセスする汎用のRAMを用いて本件発明を実施することはできない。

15 （原告の主張）

本件明細書における発明の詳細な説明には、複数の読み出し手段が「単一のVRAM」にアクセスしてビットマップデータの書き込み／読み出しを行う方法は記載されていないところ、発明の詳細な説明に記載されていない内容について、実施可能要件の充足を求めること自体が失当である。

20 8 争点2-3-1（乙3発明に基づく新規性及び進歩性欠如）について

（被告の主張）

(1) 乙3発明の認定

乙3文献には、以下の構成を有する乙3発明が記載されている。

1 a ユーザーがデータを入力し、該入力データをCPUへ送信する入力用
25 キーボードと

1 b 無線信号を受信してデジタル信号に変換の上、CPUに送信するとと

もに、CPUから受信したデジタル信号を無線信号に変換して送信するAir Mac Extreme（無線通信手段）と

1 c CPUを動作させるプログラムとCPUで処理可能なデータファイルとを格納するメモリと

5 1 d 1 入力用キーボードを通じて入力されたデータを受信し、メモリ（DDR SDRAM）に格納されたプログラムを用い、Air Mac Extreme（無線通信手段）から受信したデジタル信号に必要な処理を行い、リアルタイムでデジタル表示信号を生成するか、又は、自らが処理可能なデータファイルとして前記メモリ（DDR SDRAM）にいったん格納し、その後読み出した上で処理するCPUと、

1 d 2 CPUの処理結果に基づき、64MB DDR SDRAMビデオメモリに対してピクセル表示を行うためのデータの書き込み・読み出しを行い、「該読み出したピクセル表示を行うためのデータを伝達するデジタル表示信号」を生成し、当該デジタル表示信号を本体ディスプレイへの出力を制御する手段および「DVI出力」のためのインターフェース手段に送信するグラフィックコントローラとから構成されるデータ処理手段と、

1 e 画面を構成する最大1,280×854ピクセルの画素が駆動されることにより画像を表示する15.2インチ（対角）TFTワイドスクリーン液晶ディスプレイと、グラフィックコントローラから受信したデジタル表示信号に基づき、前記液晶ディスプレイパネルの画素を駆動するディスプレイ制御手段とから構成されるディスプレイ手段と

20 1 f 外部ディスプレイを接続する周辺装置を接続し、当該周辺装置に対して、グラフィックコントローラから受信したデジタル表示信号に基づき、外部表示信号を送信するインターフェース手段とを備え、

25 1 g' 1 無線通信手段が「本来解像度が本体ディスプレイパネルの画面解像度より大きい画像データ」を伝達する無線信号を受信してデジタル信号

に変換の上、CPUに送信し、CPUが当該デジタル信号を受信して、当該デジタル信号が伝達する画像データを処理し、

5 1 g' 2 グラフィックコントローラが、CPUの処理結果に基づき、64 MB DDR SDRAMビデオメモリに対して、ピクセル単位の表示のためのデータの書き込み／読み出しを行い、「当該読み出したピクセル単位の表示のためのデータを伝達するデジタル表示信号」を生成し、当該デジタル表示信号を前記ディスプレイ制御手段又は前記インターフェース手段に送信して、前記本体ディスプレイ手段又は前記外部ディスプレイ手段に画像を表示する機能（以下、「高解像度画像受信・処理・表示機能」と略記する。）
10 を有するノートブック型パソコンであり、

1 h' 1 「ATI Mobility Radeon 9700グラフィックプロセッサ」は、高解像度画像受信・処理・表示機能を実現する場合に、「64 MB DDR SDRAM」のVRAMから「本体ディスプレイパネルの画面解像度と同じ解像度を有する画像のピクセル単位の表示を行うためのデータ」を読み出し、「当該読み出したピクセル単位の表示を行うためのデータ」を伝達するデジタル表示信号」を生成し、当該デジタル表示信号を前記ディスプレイ制御手段に送信する
15

20 1 h' 2 「ATI Mobility Radeon 9700グラフィックプロセッサ」は、高解像度画像受信・処理・表示機能を実現する場合に、「64 MB DDR SDRAM」のVRAMから「本体ディスプレイパネルの画面解像度より大きい解像度を有する画像のピクセル単位の表示のためのデータ」を読み出し、「当該読み出したピクセル単位の表示のためのデータ」を伝達するデジタル表示信号」を生成し、当該デジタル表示信号を前記インターフェース手段に送信する

25 1 i DVI出力のインターフェース手段は、グラフィックコントローラから受信した「ピクセル単位の表示をするためのデータを伝達するデジタル

表示信号」を、TMD Sの伝送方式で伝送されるデジタル外部表示信号に変換して、該デジタル外部表示信号を前記周辺装置に送信する機能を有する

1 j 外部ディスプレイ手段に、「本体ディスプレイパネルの画面解像度より大きい解像度を有する画像」を表示できるようにした

1 k 携帯情報通信装置

(2) 新規性欠如

本件発明と乙3発明とを対比すると、乙3発明は、本件発明の各構成を備えており、本件発明と同一であるから、本件発明は、本件特許の優先日前に日本国内において「頒布された刊行物に記載された発明」として、特許法29条1項3号により特許を受けることができないものである。

また、乙3文献に記載されたPowerbook G4は、平成16年4月22日に発売されていたものであるから、本件発明は、「特許出願前に日本国内又は外国において公然実施をされた発明」として、同項2号により特許を受けることができないものである。

(3) 進歩性欠如

①受信した無線信号をデジタル信号に変換してCPUに送信すること及びCPUから受信したデジタル信号を無線信号に変換して送信すること、②表示装置に表示信号を送信する際に、「デジタルRGB、TMD S、LVDS（又はLDI）及びGVIFのうちのいずれかの伝送方式」に変換して送信すること、③簡易型液晶パネルとモニタ端子に振り分けて送る際の振り分けの機構、④画像データを2つの表示機に表示すること及び画像データを1つの表示機の2つのウィンドウに表示すること並びに⑤VRAMから読み出したディスプレイの画像解像度よりも解像度の大きい画像を表示することは、いずれも本件特許の優先日当時の周知技術であった。

仮に本件発明と乙3発明との間に相違点があるとしても、前記周知技術に

基づいて、又は乙39発明を副引例として、前記相違点に係る本件発明の構成を備えることは、当業者において容易に想到することができた。

(原告の主張)

(1) 本件発明と乙3発明との相違点

5 本件発明と乙3発明とは、以下の点で相違する。なお、被告は、発明の認定に当たり、刊行物である乙3文献に記載された発明と公然実施をされたPowerbook G4に係る発明とが同一であることを前提としているが、両発明は異なる。

ア 相違点1-1

10 本件発明は、「携帯情報通信装置」に係る発明であるのに対して、乙3発明は、「ノート型パソコン」であって「携帯情報通信装置」ではない点。

イ 相違点1-2

①本件発明のグラフィックコントローラは、該中央演算回路の処理結果に基づき、単一のVRAMに対してビットマップデータの書き込み／読み出しを行い、「該読み出したビットマップデータを伝達するデジタル表示信号」を生成し、該デジタル表示信号を後記ディスプレイ制御手段又は後記
15 インターフェース手段に送信する機能を有しており、②本件発明の携帯情報通信装置は、高解像度画像受信・処理・表示機能を有し、③本件発明のグラフィックコントローラは、携帯情報通信装置が高解像度画像受信・処理・表示機能を実現する場合に、
20 ④前記単一のVRAMから「前記ディスプレイパネルの画面解像度と同じ解像度を有する画像のビットマップデータ」を読み出し、「該読み出したビットマップデータを伝達するデジタル表示信号」を生成し、該デジタル表示信号を前記ディスプレイ制御手段に送信する機能及び⑤前記単一のVRAMから「前記ディスプレイパネルの画面解像度より大きい解像度を有する画像のビットマップデータ」を読み出し、「該読み出したビットマップデータを伝達するデジタル表示信号」を生
25

成し、該デジタル表示信号を前記インターフェース手段に送信する機能を実現し、④本件発明のインターフェース手段は、前記グラフィックコントローラから受信した「ビットマップデータを伝達するデジタル表示信号」を、デジタルRGB、TMD S、LVDS（又はLDI）及びGVIFのうち
5 うちのいずれかの伝送方式で伝送されるデジタル外部表示信号に変換して、該デジタル外部表示信号を前記周辺装置に送信する機能を有する。

これに対して、乙3発明のグラフィックプロセッサは、単一のVRAM（64MB DDR SDRAMビデオメモリ）に対してビットマップデータの書き込み／読み出しを行うことまでは認められるものの、前記①の機能
10 を有することは特定されておらず、また、乙3発明の「Power Book G4」は高解像度画像受信の構成を有することは特定されておらず、したがって、乙3発明のグラフィックプロセッサは、高解像度画像受信・処理・表示機能を実現する場合に、前記③の各機能を実現することはなく、一方、乙3発明の「Power Book G4」は、何らかの外部表示用
15 インターフェース手段を有し、該インターフェース手段からTMD S方式で伝送される信号であるDVI信号が外部ディスプレイ手段に送信されることまでは認められるものの、該インターフェース手段が前記④の機能を有することは特定されていない点。

(2) 相違点の非容易想到性

ア 相違点1-1

携帯情報通信装置が高解像度画像受信・処理・表示機能を有するとの構成は周知技術ではなく、相違点1-1に係る本件発明の構成に想到するためには、携帯情報通信装置に、ノート型パソコン等の非携帯型コンピュータのデータ処理手段に係る発明や技術を適用する必要があるが、少なくとも
25 も本件特許の優先日当時、そのような適用をする動機付けはなく、阻害要因があった。

イ 相違点 1 - 2

前記（被告の主張）(3)に係る周知技術のうち、相違点 1 - 2 に関係する可能性があるものは⑤のみであり、当該周知技術に基づいて、相違点 1 - 2 に係る本件発明の構成に容易に想到することはできない。

5 乙 3 9 発明と本件発明とは、後記 1 2（原告の主張）のとおり相違するから、乙 3 9 発明を副引例として、相違点 1 - 2 に係る本件発明の構成に容易に想到することはできない。

9 争点 2 - 3 - 2（乙 6 発明に基づく新規性及び進歩性欠如）について
（被告の主張）

10 (1) 乙 6 発明の認定

乙 6 文献には、以下の構成を有する乙 6 発明が記載されている。

2 a 各種データの入力を可能とし、入力されたデータを CPU 1 1 に送信する操作部 2 0 と；

15 2 b アンテナ 1 2 a を有し、送信信号の変調及び受信信号の復調機能を有し、CPU 1 1 と相互に信号の送受信を行う通信部 1 2 と；

2 c CPU 1 1 が実行する各種プログラムを格納する ROM 1 4 及びユーザ設定データなどを格納する RAM 1 3 と；

20 2 d 1 ROM 1 4 に格納されたプログラムに基づき、入力された表示データ（外部から取り込んだ画像情報）を、ドットデータとして簡易型液晶表示パネル 2 3 や CRT 表示器 2 4 等の大型ディスプレイに送信するよう制御する CPU 1 1 と；

25 2 d 2 CPU 1 1 の制御下で、入力された表示データを画像メモリ 2 2 に記憶させるとともに、画像メモリ 2 2 に記憶させた表示データ（ドットデータ）を電話機本体に設けられた簡易型液晶表示パネル 2 3 又は CRT 表示器 2 4 等の大型ディスプレイに接続されたモニタ端子 2 5 に送信する表示制御回路 2 1 と；

2 e 表示制御回路 2 1 から送られてきた表示データを表示する簡易型液晶表示パネル 2 3 と；

2 f C R T 表示器 2 4 等の大型ディスプレイに接続されており、表示制御回路 2 1 から送られてきた表示データを C R T 表示器 2 4 等の大型ディスプレイに送信するモニタ端子 2 5 とを備え、

2 g' 1 通信部 1 2 が、簡易型液晶表示パネル 2 3 では明瞭に表示できない画像情報を受信して復調の上、C P U 1 1 に送信し、C P U 1 1 が、ドットデータとして簡易型液晶表示パネル 2 3 や C R T 表示器 2 4 等の大型ディスプレイに送信するよう表示制御回路 2 1 を制御し、

2 g' 2 C P U 1 1 の制御下で、表示制御回路 2 1 が、表示データを画像メモリ 2 2 に記憶させるとともに、画像メモリ 2 2 に記憶させた表示データ（ドットデータ）を簡易型液晶表示パネル 2 3 又は C R T 表示器 2 4 等の大型ディスプレイに接続されたモニタ端子 2 5 に送信して、簡易型液晶表示パネル 2 3 又は C R T 表示器 2 4 等の大型ディスプレイに画像を表示する機能を有する、携帯電話機において、

2 h' 1 外部から受信した情報量の多い表示データを携帯電話機が簡易型液晶表示パネル 2 3 では明瞭に表示できない画像情報を表示する機能を実現する場合に、表示制御回路 2 1 は、画像メモリ 2 2 に記憶させた表示データ（ドットデータ）を簡易型液晶表示パネル 2 3 に送信し、簡易型液晶表示パネル 2 3 に表示データの全てを欠落なく表示できない（表示データの全てを欠落なく表示できない、又はスクロール操作によらなければ全画像を見られない）又は表示内容が明瞭でない（拡大しなければ字を読みにくい）ように表示する機能と、

2 h' 2 画像メモリ 2 2 に記憶させた表示データ（ドットデータ）を C R T 表示器 2 4 等の大型ディスプレイに接続されたモニタ端子 2 5 に送信し、C R T 表示器 2 4 等の大型ディスプレイに、簡易型液晶表示パネル 2 3 で

は明瞭に表示できない画像情報を、欠落なく（スクロール操作することなく）表示する機能と、を実現し、

2 i モニタ端子 2 5 は、表示制御回路 2 1 から受信した表示データ（ドットデータ）を C R T 表示器 2 4 等の大型ディスプレイに表示できるようにして送信する機能を有する、

2 j ことにより、C R T 表示器 2 4 等の大型ディスプレイに、簡易型液晶表示パネル 2 3 では明瞭に表示できない画像情報を、欠落なく（スクロール操作することなく）表示できるようにした、

2 k 携帯電話機

10 (2) 新規性欠如

本件発明と乙 6 発明とを対比すると、乙 6 発明は、本件発明の各構成を備えており、本件発明と同一であるから、本件発明は、本件特許の優先日前に日本国内において「頒布された刊行物に記載された発明」として、特許法 2 9 条 1 項 3 号により特許を受けることができないものである。

15 (3) 進歩性欠如

ア(ア) 仮に本件発明と乙 6 発明とが相違するとしても、その相違点は、以下の点のみである。

本件発明は、高解像度画像受信・処理・表示機能を実現する場合に、ディスプレイパネルの画面解像度と同じ解像度を有する画像のビットマップデータを読み出し、送信する機能を有する(構成要件 H')のに対し、乙 6 発明は、そのような機能を有しない点。

(イ) 携帯端末において、内蔵の表示パネルに画像を表示させるに当たり、当該表示パネルと同じ解像度の画像データを読み出して表示させることは、当然の事柄である上、乙 3 8、乙 3 9、乙 5 4（乙 6 1 と同じ。）及び乙 5 6（乙 6 3 と同じ。）の各文献に開示されているとおり、本件特許の優先日当時の技術常識であった。

前記技術常識に基づいて、前記(ア)の相違点に係る本件発明の構成を備えることは、当業者において容易に想到することができた。

5 (ウ) 乙6発明は、データ量が多い表示データを簡易型液晶表示パネルに表示し、スクロール操作によって全画像を見るという構成を備えており、当該構成を不必要とするものではないから、乙6発明に前記(イ)の技術常識を適用する動機付けがあり、少なくとも阻害要因はない。

10 イ 仮に乙6発明において、「本来解像度が前記ディスプレイパネルの画面解像度より大きい画像データ」を「受信」する機能に加え、当該データを「処理」し、「表示」する機能を有すること（構成要件G'）が明示されていない点が相違点であるとしても、無線通信手段が当該データを伝達する無線信号を受信してデジタル信号に変換することは、乙37、乙38、乙41、乙43から45まで及び乙54から56（乙55は乙62と同じ。）までの各文献に開示されているとおり、本件特許の優先日当時の周知技術であったから、前記周知技術に基づいて、前記相違点に係る本件発明の構成を備えることは、当業者において容易に想到することができた。

15 ウ 仮に乙6発明において、「CPU11と相互に信号の送受信を行う通信部12」（前記2b）や通信部12が画像情報を受信して復調の上CPU11に送信すること（前記2g'1）が明示されていない点が相違点であるとしても、通信部において受信した無線信号をデジタル信号に変換してCPUに送信すること、CPUから受信したデジタル信号を無線信号に変換して通信部に送信すること及び通信装置を構成する通信部において画像情報を受信して復調することは、乙8、乙10、乙11、乙23、乙38及び乙53の各文献に開示されているとおり、本件特許の優先日当時の技術常識であったから、前記技術常識に基づいて、前記各相違点に係る本件発明の構成を備えることは、当業者において容易に想到することができた。

20
25 (原告の主張)

(1) 乙6発明の認定

2 a、2 c、2 e、2 f、2 i 及び 2 k の構成については認める。

被告の主張する 2 b の構成について、乙6文献には、CPU 1 1 から通信部 1 2 に制御信号を送信することは記載されているが、通信部 1 2 から CPU 1 1 に信号を送信することの記載はない。

被告の主張する 2 d 2、2 g' 2、2 h' 1 及び 2 h' 2 の構成における「画像メモリ 2 2」への「ドットデータ」の記憶について、乙6文献には、「電話番号や各種の機能データ」及び「RAM 1 3 に登録してある通話相手の電話番号や氏名、あるいはメッセージ」を画像メモリ 2 2 に記憶することの記載はあるが、ドットデータを記憶することの記載はなく、「画像メモリ」はいわゆる VRAM ではない。また、被告の主張する 2 d 1、2 d 2、2 g' 1、2 g' 2、2 h' 1 及び 2 h' 2 の構成における「ドットデータ」の送信について、乙6発明の表示データのうち、表示制御回路 2 1 が CRT 表示器 2 4 等の大型ディスプレイに接続されたモニタ端子 2 5 に送信する表示データはドットデータであるものの、それ以外の表示データは、テキストデータであってドットデータではない。

被告の主張する 2 g' 1 の構成における「通信部 1 2 が、簡易型液晶表示パネル 2 3 では明瞭に表示できない画像情報を受信して復調の上、CPU 1 1 に送信し」との点について、乙6文献には、通信部 1 2 が、「画像情報」を受信し、復調し、送信することの記載はない。また、被告の主張する 2 h' 1 の構成における「簡易型液晶表示パネル 2 3 では明瞭に表示できない画像情報」について、乙6発明において、外部から受信した情報量の多い表示データについて、簡易型液晶表示パネル 2 3 では明瞭に表示できない画像情報を簡易型液晶表示パネル 2 3 に表示する機能を有しない。

そうすると、乙6発明は、被告の主張する 2 b、2 d 1、2 d 2、2 g' 1 及び 2 g' 2 並びに 2 h' 1 及び 2 h' 2 の構成を有しておらず、次の構

成を有する（2g' 1及び2g' 2と2㊟' が、2h' 1及び2h' 2と2㊨' が対応する）。

2㊢ アンテナ12aを有し、送信信号の変調及び受信信号の復調機能を有し、CPU11に制御される通信部12と、

5 2㊣1 ROM14に格納されたプログラムに基づき、入力された表示データ（外部から取り込んだ画像情報）を、簡易型液晶表示パネル23やCRT表示器24等の大型ディスプレイに送信するよう制御するCPU11と、

2㊣2 CPU11の制御下で、入力された表示データを画像メモリ22に記憶させるとともに、簡易型液晶表示パネル23又はCRT表示器24等の大型ディスプレイに接続されたモニタ端子25に送信し、特に、モニタ
10 端子25へはドットデータとして送信する表示制御回路21と、

2㊟' CPU11の制御下で、表示制御回路21が、表示データを画像メモリ22に記憶させるとともに、簡易型液晶表示パネル23又はCRT表示器24等の大型ディスプレイに接続されたモニタ端子25に送信し、特に、モニタ端子25へはドットデータとして送信して、簡易型液晶表示パ
15 ネル23又はCRT表示器24等の大型ディスプレイに画像を表示する機能を有する、携帯電話機において、

2㊨' 携帯電話機が、簡易型液晶表示パネル23では明瞭に表示できない画像情報を表示する機能を実現する場合に、表示制御回路21は、ドットデータとしてCRT表示器24等の大型ディスプレイに接続されたモニタ端子25に送信し、CRT表示器24等の大型ディスプレイに、簡易型液晶表示パネル23では明瞭に表示できない画像情報を、欠落なく（スクロール操作することなく）表示する機能を実現し、
20

(2) 本件発明と乙6発明との相違点

25 乙6発明の「簡易型液晶表示パネル23では明瞭に表示できない画像情報」は、本件発明の「本来解像度が前記ディスプレイパネルの画面解像度より大

大きい画像データ」に相当しない。 本件発明と乙6発明は、構成要件B、D、G'、H'及びJに関し、以下の点で相違する。

ア 相違点2-1

5 本件発明では、無線通信手段が、「無線信号を受信してデジタル信号に変換の上、後記中央演算回路に送信」(構成要件B)しており、当該無線信号は、「…「本来解像度が前記ディスプレイパネルの画面解像度より大きい画像データ」を伝達する無線信号」(構成要件G')であり、中央演算回路が、
「…前記無線通信手段から受信したデジタル信号に必要な処理を行い」(構成要件D)、「…該デジタル信号を受信して、該デジタル信号が伝達する画像データ

10 画像データを処理」(構成要件G')するのに対して、乙6発明では、通信部12(無線通信手段)は、「本来解像度が前記ディスプレイパネルの画面解像度より大きい画像データ」を伝達する無線信号」を受信しておらず、CPU11(中央演算回路)にデジタル信号を送信しておらず、CPU11(中央演算回路)は、通信部12(無線通信手段)からデジタル信号を受信しておらず、したがって、「通信部12(無線通信手段)から受信したデジタル信号が伝達する画像データ」の処理を行っていない点。

15

イ 相違点2-2

本件発明では、グラフィックコントローラが、「…単一のVRAMに対してビットマップデータの書き込み/読み出しを行い、「該読み出したビットマップデータを伝達するデジタル表示信号」を生成し、該デジタル表示信号を後記ディスプレイ制御手段又は後記インターフェース手段に送信」(構成要件D及びG')し、特に、「…前記携帯情報通信装置が前記高解像度画像受信・処理・表示機能を実現する場合に、前記単一のVRAMから「前記ディスプレイパネルの画面解像度と同じ解像度を有する画像のビットマップデータ」を読み出し、「該読み出したビットマップデータを伝達するデジタル表示信号」を生成し、該デジタル表示信号を前記ディスプレイ制御

20

25

手段に送信する機能と、前記単一のVRAMから「前記ディスプレイパネルの画面解像度より大きい解像度を有する画像のビットマップデータ」を読み出し、「該読み出したビットマップデータを伝達するデジタル表示信号」を生成し、該デジタル表示信号を前記インターフェース手段に送信する機能と、を實現」（構成要件H'）するのに対して、乙6発明では、表示制御回路21（グラフィックコントローラ）は、ドットデータ（ビットマップデータ）をCRT表示器24等の大型ディスプレイに接続されたモニタ端子25に送信するものの、画像メモリ22（単一のVRAM）に対してドットデータ（ビットマップデータ）の書き込み／読み出しを行うものではない点。

ウ 相違点2-3

本件発明では、前記外部ディスプレイ手段に、「前記ディスプレイパネルの画面解像度より大きい解像度を有する画像」を表示できるようにした（構成要件J）のに対して、乙6発明では、CRT表示器24等の大型ディスプレイに、「簡易型液晶表示パネル23の画面解像度より大きい解像度を有する画像」を表示できるようにしたものではない点。

(3) 相違点の非容易想到性

ア 前記（被告の主張）(3)ア(ア)の相違点

仮に本件発明と乙6発明との相違点が前記（被告の主張）(3)ア(ア)のとおりであるとしても、以下のとおり、当該相違点に係る本件発明の構成に容易に想到することはできない。

(ア) 本件特許の優先日において、「携帯電話機の簡易型液晶表示パネルに当該表示パネルの解像度より大きい表示データを表示する場合に、大きい表示データから上記表示パネルと同じ解像度の表示データを生成して前記簡易型液晶表示パネルに表示し、スクロール操作を行うことで全画像を見ることができると」は技術常識であったとは認められない。

また、携帯情報通信装置が「該中央演算回路の処理結果に基づき、単一のVRAMに対してビットマップデータの書き込み／読み出しを行い、「該読み出したビットマップデータを伝達するデジタル表示信号」を生成し、該デジタル表示信号を後記ディスプレイ制御手段又は後記インターフェイス手段に送信する」機能を有することも技術常識であったとは認められない。

(イ) 仮に本件特許の優先日において「携帯電話機の簡易型液晶表示パネルに当該表示パネルの解像度より大きい表示データを表示する場合に、大きい表示データから上記表示パネルと同じ解像度の表示データを生成する」ことが技術常識であったとしても、当該技術常識は、「ディスプレイパネルの画面解像度と同じ解像度を有する画像のビットマップデータを読み出す」こととは文言上明らかに異なるから、乙6発明に前記技術常識を適用することにより、前記(被告の主張)(3)ア(7)の相違点に係る構成に想到することはできない。

また、乙6文献の【0014】は、「スクロール操作によって全画像を見る必要がなくなる」としており、乙6発明に前記技術常識を適用すると、必要のない機能を敢えて追加することになり、その適用には阻害要因がある。

(ウ) 仮に前記(7)の各事項が本件特許の優先日当時における技術常識であったとしても、乙6発明の表示制御回路21及び画像メモリ22は、【0011】と【0012】に記載された単純な機能しか有しないから、乙6発明に当該技術常識を適用したとしても、表示制御回路21が、画像メモリ22から「簡易型液晶表示パネルの画面解像度より大きい解像度を有する画像のビットマップデータ」を読み出し、「該読み出したビットマップデータを伝達するデジタル表示信号」を生成するとともに、「簡易型液晶表示パネルの画面解像度と同じ解像度を有する画像のビットマ

ップデータ」を読み出し、「該読み出したビットマップデータを伝達するデジタル表示信号」を生成するという機能を有し得るとは考えられず、本件発明の構成に想到することはできない。

イ 相違点 2-1

5 乙6文献においては、乙6文献の【0003】及び【0014】を含め、通信部12が画像データを受信することは開示も示唆もされていない。被告の主張に係る文献の記載を踏まえても、本件特許の優先日において、「携帯電話情報通信装置の無線通信手段が「本来解像度がディスプレイパネルの画面解像度より大きい画像データ」を伝達する無線信号を受信すること」
10 の開示又は示唆がされているといい得る文献は乙38だけであり、少なくとも当該事項が本件特許の優先日当時の技術常識であったとはいえない。

したがって、本件特許の優先日において、相違点2-1に係る本件発明の構成に容易に想到することはできない。

ウ 相違点 2-2

15 (ア) 被告の主張に係る文献の記載を踏まえても、本件特許の優先日において、①携帯情報通信装置において、中央演算回路やディスプレイ制御手段とは別個の画像データ処理手段が、画像データ用メモリに対してビットマップデータの書き込み／読み出しを行い、「該読み出したビットマップデータを伝達するデジタル表示信号」を生成し、該デジタル表示信号
20 を後記ディスプレイ制御手段又は後記インターフェース手段に送信すること及び②携帯情報通信装置において、中央演算回路やディスプレイ制御手段とは別個の画像データ処理手段が「ビットマップデータの書き込み／読み出し」を行う画像データ用メモリが単一であって、画像データ処理手段が単一の画像データ用メモリから「ディスプレイパネルの画面解像度より大きい解像度を有する画像のビットマップデータ」を読み
25 出し、「該読み出したビットマップデータを伝達するデジタル表示信号」

を生成して、ディスプレイ制御手段に送信するとともに、画像データ処理手段が単一の画像データ用メモリから「ディスプレイパネルの画面解像度と同じ解像度を有する画像のビットマップデータ」を読み出し、「該読み出したビットマップデータを伝達するデジタル表示信号」を生成して、インターフェース手段に送信する機能を実現することが、技術常識であったとはいえない。

(イ) 仮に前記(ア)の事項が本件特許の優先日当時の技術常識であったとしても、以下のとおり、相違点2-2に係る本件発明の構成に想到することはできない。

乙6文献の【0011】及び【0013】に照らせば、乙6発明の表示回路21が画像メモリ22に書き込むのは、「電話番号や各種の機能データ」若しくは「通話相手の電話番号や氏名、あるいはメッセージなど」のテキストデータ又は当該テキストデータを変換して生成したビットマップデータであって、無線通信手段が受信した無線信号が伝達する「前記ディスプレイパネルの画面解像度より大きい解像度を有する画像のビットマップデータ」を中央演算回路とグラフィックコントローラが処理して生成したビットマップデータではない。したがって、乙6発明に前記(ア)の技術常識を適用したとしても、テキストデータの画面表示に対応したビットマップデータを画像メモリに書き込み／読み出すとの構成に想到することができるにとどまる。

また、乙6文献の【0014】は、「スクロール操作によって全画像を見る必要がなくなる」としており、乙6発明に前記(ア)の技術常識を適用することには阻害要因があった。

10 争点2-3-3（乙38発明に基づく進歩性欠如）について

25 （被告の主張）

(1) 乙38発明の認定

乙 3 8 文献には、以下の構成を有する乙 3 8 発明が記載されている。

3 a CPU、ROM及びRAM等を有してなり、マルチメディア通信端末装置HS 1の各部を総括制御する主制御部2 1と、

5 3 b 符号化映像データのデコードを行い、再生した映像データを表示制御部2 3へ与える映像デコーダ2 2と、

3 c 複数のキースイッチ等の操作デバイスを有しており、ユーザの指示入力を受け付けて入力内容を主制御部2 1に通知する操作入力部3 1と、

3 d PHS端末との間で各種の情報を授受し、通信相手の装置から送信された伝送データを受信する無線端末インターフェース部2 6と、

10 3 e カラーLCDを使用してなり、QCIF信号を表示するのに必要な画素数(180x144)を有する内部表示器2 4と、

3 f 画像データが示す画像を表示するべく内部表示器2 4を制御する表示制御部2 3と、

15 3 g 外部テレビジョンモニタVMを着脱自在に接続するための外部モニタ接続端子3 6と、

3 h 低解像度のQCIFと高解像度のCIFとの間で動画像データのフォーマットを変換するQCIF/CIF変換部3 9と、を備えたマルチメディア通信端末装置HS 1であって、

20 3 i 表示制御部2 3は、受信動画像データのフォーマットがCIFである場合において、外部テレビジョンモニタVMの接続を判定すると当該CIFの動画像データを外部テレビジョンモニタVMに出力して表示させ、外部テレビジョンモニタVMが接続されていないと判定するとCIFからQCIFへのフォーマット変換を行い内部表示器2 4にQCIFの動画像を表示する、

25 3 j ことにより、外部テレビジョンモニタVMにCIFの動画像を表示することが可能となる、

3 k マルチメディア通信端末装置H S 1。

(2) 本件発明と乙38発明との相違点

本件発明と乙38発明とは、以下の点で相違する。

ア 相違点3-1

5 本件発明では、「グラフィックコントローラ」が「単一のVRAM」に対してビットマップデータの書き込み／読み出しを行う（構成要件G'）のに対し、乙38発明では、ビットマップデータの書き込み／読み出しについて記載がない点。

イ 相違点3-2

10 本件発明では、「ビットマップデータを伝達するデジタル表示信号」が、「デジタルRGB、TMDS、LVDS（又はLDI）及びGVIFのうちのいずれかの伝送方式」で伝送される（構成要件I）のに対し、乙38発明では、表示信号の「伝送方式」について特定されていない点。

(3) 相違点の容易想到性

15 ア 相違点3-1

「グラフィックコントローラ」が「単一のVRAM」に対して表示イメージのリード／ライトを行い、読み出した表示イメージを伝達する描画イメージを生成することは、乙6、乙22及び乙39の各文献に開示されているとおり、本件特許の優先日当時の周知技術であった。

20 当該周知技術に基づいて、又は乙39発明を副引例として、相違点3-1に係る本件発明の構成を備えることは、当業者において容易に想到することができた。

イ 相違点3-2

25 表示装置に表示信号を送信する際に、「デジタルRGB、TMDS、LVDS（又はLDI）及びGVIFのうちのいずれかの伝送方式」に変換して送信することは、乙18から乙20までの各文献に開示されているとお

り、本件特許の優先日当時の周知技術であった。

当該周知技術に基づいて、相違点 3-2 に係る本件発明の構成を備えることは、当業者において容易に想到することができた。

(原告の主張)

5 相違点 3-1 の認定を前提としても、当業者において、被告の主張に係る周知技術に基づいて、相違点 3-1 に係る本件発明の構成に容易に想到することはできない。乙 38 発明に、「グラフィックコントローラ」が「単一の VRAM」に対して表示イメージのリード/ライトを行い、読み出した表示イメージを伝達する描画イメージを生成するとの周知技術を適用すれば、2つの VRAM を
10 備えることとなるから、相違点 3-1 に係る本件発明の構成に容易に想到することはできない。

乙 39 発明と本件発明とは、後記 12 (原告の主張) のとおり相違するから、乙 39 発明を副引例として、相違点 3-1 に係る本件発明の構成に容易に想到することはできない。

15 11 争点 2-3-4 (P900iV 発明に基づく進歩性欠如) について
(被告の主張)

(1) P900iV 発明

ア P900iV (乙 42~45) は、本件特許の優先日前である平成 16 年 6 月に発売された携帯電話である。したがって、P900iV 発明は、
20 本件特許の出願前に公然実施された発明である。

イ P900iV 発明は、以下の構成を有する。

4 a ユーザーがマニュアル操作によって入力したボタン押下のデータを CPU へ送信する操作ボタンと、

4 b 赤外線無線信号を受信してデジタル信号に変換の上、CPU に送信するとともに、CPU から受信したデジタル信号を赤外線無線信号に変換して送信する赤外線無線通信手段と、
25

4 c CPUを動作させるプログラムと、CPUで処理可能なデータファイルとを格納する内部メモリと、

4 d 操作ボタンから受信したデータと内部メモリに格納されたプログラムとに基づき、赤外線無線通信手段から受信したデジタル信号に必要な処理を行い、リアルタイムでデジタル表示信号を生成するか、又は、
5 自らが処理可能なデータファイルとして内部メモリに一旦格納し、その後読み出した上で処理するCPUと、

CPUの処理結果に基づき、ビデオメモリに対してビットマップデータの書き込み／読み出しを行い、「該読み出したビットマップデータを伝
10 達するデジタル表示信号」を生成し、該デジタル表示信号をディスプレイ制御手段又はインターフェース手段に送信するGPUと、から構成されるデータ処理手段と、

4 e 画面を構成する各々の画素が駆動されることにより画像を表示する、画素数が240×320である液晶パネルと、GPUから受信した
15 デジタル表示信号に基づき液晶パネルの各々の画素を駆動するディスプレイ制御手段とから構成されるメイン液晶ディスプレイと、

4 f 表示パネルを備える外部モニタ（例えば、解像度3840×2160の液晶パネルを備えるシャープ製AQUOS 4T-C40BJ1）
20 を接続し、該外部モニタに対して、GPUから受信したデジタル表示信号に基づき、外部表示信号を送信するAV出力端子と、を備え、

4 g' 赤外線無線通信手段が「本来解像度がメイン液晶ディスプレイの液晶パネルの画面解像度（240×320）より大きい画像データ（例えば、画素数が250×330の画像データ）」を伝達する赤外線無線信号を受信してデジタル信号に変換の上、CPUに送信し、CPUが該デジタル信号を受信して、該デジタル信号が伝達する画像データを処理し、
25 GPUが、該CPUの処理結果に基づき、前記ビデオメモリに対してビ

ットマップデータの書き込み／読み出しを行い、「該読み出したビットマップデータを伝達するデジタル表示信号」を生成し、該デジタル表示信号をディスプレイ制御手段又はAV出力端子に送信して、メイン液晶ディスプレイ又は外部モニタに画像を表示する機能（以下、「高解像度画像受信・処理・表示機能」と略記する）を有する、携帯電話において、

5
4 h' GPUは、携帯電話が高解像度画像受信・処理・表示機能を実現する場合に、ビデオメモリから「メイン液晶ディスプレイの液晶パネルの画面解像度と同じ解像度（240×320）を有する画像のビットマップデータ」を読み出し、「読み出したビットマップデータを伝達するデジタル表示信号」を生成し、該デジタル表示信号をメイン液晶ディスプレイのディスプレイ制御手段に送信する機能と、ビデオメモリから「メイン液晶ディスプレイの液晶パネルの画面解像度より大きい解像度（少なくとも250×330）を有する画像のビットマップデータ」を読み出し、「該読み出したビットマップデータを伝達するデジタル表示信号」を生成し、該デジタル表示信号をAV出力端子を有する外部出力インターフェースに送信する機能と、を実現し、

10
15
20
4 i 外部出力インターフェースは、GPUから受信した「ビットマップデータを伝達するデジタル表示信号」を、アナログ外部表示信号に変換する機能と、該アナログ外部表示信号を外部モニタに送信するAV出力端子を有する、

4 j ことにより、外部モニタに、「メイン液晶ディスプレイの液晶パネルの画面解像度（240×320）より大きい解像度（少なくとも250×330）を有する画像」を表示できるようにした、

4 k ことを特徴とする携帯電話。

25 (2) 本件発明とP900iV発明との相違点

本件発明とP900iV発明とは、以下の点で相違する。

本件発明は、「ビットマップデータを伝達するデジタル表示信号」が、「デジタルRGB、TMD S、LDV S（又はLD I）及びGV I Fのうちいずれかの伝送方式」で伝送される（構成要件I）のに対し、P 9 0 0 i V発明では、「アナログ外部表示信号」で伝送される点。

5 (3) 相違点の容易想到性

表示装置に表示信号を送信する際に、「デジタルRGB、TMD S、LDV S（又はLD I）及びGV I Fのうちいずれかの伝送方式」に変換して送信することは、乙18から乙20までの各文献に開示されているとおり、本件特許の優先日当時の周知技術であった。

10 当該周知技術に基づいて、前記(2)の相違点に係る本件発明の構成を備えることは、当業者において容易に想到することができた。

(原告の主張)

(1) P 9 0 0 i V発明

15 被告は、本件特許の優先日前に頒布された刊行物等である乙42、44及び45に加え、乙43及び60の動作確認報告に基づき、P 9 0 0 i V発明を認定しているが、乙43及び60は、当業者が本件特許の優先日において実施したと想定することができない動作確認の方法に基づいているから、被告の主張に係るP 9 0 0 i V発明の構成を認定することはできない。

(2) 本件発明とP 9 0 0 i V発明との相違点

20 仮に被告の主張に係るP 9 0 0 i V発明の構成を認定したとしても、本件発明とP 9 0 0 i V発明とは、以下の点で相違する。

ア 相違点4-1

25 本件発明は、無線通信手段から受信したデジタル信号に必要な処理等を行う中央演算回路と、該中央演算回路の処理結果に基づき生成されたデジタル表示信号をディスプレイ制御手段又はインターフェース手段に送信するグラフィックコントローラと、から構成されるデータ処理手段を備え、

高解像度画像受信・処理・表示機能を有する（構成要件D及びG'）のに対し、P900iV発明は、何らかのデータ処理手段を備え、赤外線通信手段が「本来解像度がメイン液晶ディスプレイの画面解像度より大きい画像データ」を伝達する無線信号を受信するものの、データ処理手段の機能や構成は不明であり、したがって、高解像度画像受信・処理・表示機能を有しているとはいえない点。

イ 相違点4-2

本件発明のインターフェース手段は、グラフィックコントローラから受信した「ビットマップデータを伝達するデジタル表示信号」を、デジタルRGB、TMDS、LVDS（又はLDI）及びGVIFのうちのいずれかの伝送方式で伝送されるデジタル外部表示信号に変換して、該デジタル外部表示信号を前記周辺装置に送信する機能を有するのに対し、P900iV発明のAV出力端子は、何らかの表示信号を受信するとしても、単なる「端子」であるから、受信した表示信号をデジタル外部表示信号に変換する機能を有しておらず、外部モニタに送信される信号もアナログ信号である点。

ウ 相違点4-3

本件発明は、外部ディスプレイ手段に、「前記ディスプレイパネルの画面解像度より大きい解像度を有する画像」を表示できるようにしたのに対し、P900iV発明は、「画面解像度がメイン液晶ディスプレイの画面解像度より大きい外部モニタ」に画像を表示できるものの、「該外部モニタに表示される画像の解像度」は、「メイン液晶ディスプレイの画面解像度」よりも大きいことは特定されていない点。

(3) 相違点の非容易想到性

前記（被告の主張）(3)に係る周知技術に基づいて、相違点4-1から4-3までに係る本件発明の構成に容易に想到することはできない。

1 2 争点 2-3-5 (乙 39 発明に基づく新規性及び進歩性欠如) について
(被告の主張)

(1) 乙 39 発明の認定

乙 39 文献には、以下の構成を有する乙 39 発明が記載されている。

- 5 5 a ユーザーが打鍵等の操作によってデータを入力し、該入力データを CPU 10 へ送信する入力装置 16 と；
- 5 b 無線信号を受信してデジタル信号に変換の上、CPU 10 に送信すると共に、CPU 10 から受信したデジタル信号を無線信号に変換して送信する無線通信手段と；
- 10 5 c CPU 10 を実行させるプログラムと CPU 10 で処理可能なデータファイルとを格納するシステムメモリ 12 や ROM 14 と；
- 5 d 入力装置 16 から受信したデータとシステムメモリ 12 又は ROM 14 に格納されたプログラムとに基づき、無線通信手段から受信したデジタル信号に必要な処理を行い、処理可能な表示データとして ROM 14 に一旦格納し、その後読み出した上で処理する CPU 10 と、CPU 10 の処理結果に基づき、単一の表示メモリ 18 に対してビットマップデータである表示データの書き込み／読み出しを行い、「読み出した表示データを伝達するデジタル表示信号」を生成し、デジタル表示信号を後記 LCD 制御手段又は後記インターフェース手段に送信する表示コントローラ 20 と、から構成されるデータ処理手段と；
- 15 5 e 画面を構成する各々の画素が駆動されることにより画像を表示する LCD パネルと、表示コントローラ 20 から受信したデジタル表示信号に基づき LCD パネルの各々の画素を駆動する LCD 制御手段とからなる内部表示装置 22 (LCD) と；
- 20 5 f 外部表示装置 24 (CRT) を備える周辺装置を接続し、周辺装置に対して、表示コントローラ 20 から受信したデジタル表示信号に基づき、

外部表示信号を送信するインターフェース手段と；を備え、

5 g 1 無線通信手段が、「本来解像度が内部表示装置 2 2（LCD パネル）の画面解像度より大きい画像データ」を伝達する無線信号を受信してデジタル信号に変換の上、CPU 1 0 に送信し、CPU 1 0 がデジタル信号を受信して、デジタル信号を伝達する表示データを処理し

5 g 2 表示コントローラ 2 0 が、CPU 1 0 の処理結果に基づき、単一の表示メモリ 1 8 に対して表示データの書き込み／読み出しを行い、読み出した表示データを伝達するデジタル表示信号を生成し、デジタル表示信号を LCD 制御手段又はインターフェース手段に送信して、内部表示装置 2 2 又は外部表示用装置 2 4 に画像を表示する機能（以下、「高解像度画像受信処理・表示機能」と略記する）を有する携帯情報処理装置（携帯機器 2）において、

5 h 1 表示コントローラ 2 0 は、携帯情報処理装置が、高解像度画像受信・処理・表示機能を実現する場合に、表示メモリ 1 8 から「LCD パネルの画面解像度と同じ解像度を有する画像の表示データ」を読み出し、「読み出した表示データを伝達するデジタル表示信号」を生成し、デジタル表示信号を LCD 制御手段に送信する機能と

5 h 2 表示メモリ 1 2 から「LCD パネルの画面解像度より大きい画面解像度を有する外部表示装置における外部表示装置用の画像の表示データ」を読み出し、「読み出したビットマップデータを伝達するデジタル表示信号」を生成し、デジタル表示信号をインターフェース手段に送信する機能とを実現し、(ディスプレイパネルの画面解像度と較べて本来解像度が大きい画像データを受信した場合において、前記単一の VRAM から (ディスプレイパネルの画面解像度と)「同じ解像度を有する画像のビットマップデータ」を読み出し、且つ、「より大きい解像度を有する画像のビットマップデータ」を読み出す)

5 i インターフェース手段は、表示コントローラ 20 から受信した「表示データを伝達するデジタル表示信号」を、デジタル RGB、TMD S、LVDS（又はLDI）及びGVIFのうちのいずれかの伝送方式で伝送されるデジタル外部表示信号に変換して、該デジタル外部表示信号周辺装置

5 j 外部表示装置 24 に、「LCDパネルの画面解像度より大きい解像度を有する画像」を表示できるようにした

5 k ことを特徴とする携帯情報処理装置。

(2) 新規性欠如

10 本件発明と乙 39 発明とを対比すると、乙 39 発明は、本件発明の各構成を備えており、本件発明と同一であるから、本件発明は、本件特許の優先日前に日本国内において「頒布された刊行物に記載された発明」として、特許法 29 条 1 項 3 号により特許を受けることができないものである。

(3) 進歩性欠如（その 1）

15 ア 本件発明と乙 39 発明との相違点

仮に本件発明と乙 39 発明とが相違するとしても、その相違点は、以下の点のみである。

(ア) 相違点 5-1

20 本件発明は「無線信号を受信してデジタル信号に変換の上、後記中央演算回路に送信するとともに、後記中央演算回路から受信したデジタル信号を無線信号に変換して送信する無線通信手段」(構成要件 B)を有し、「前記無線通信手段が「本来解像度が前記ディスプレイパネルの画面解像度より大きい画像データ」を伝達する無線信号を受信してデジタル信号に変換の上、前記中央演算回路に送信し、前記中央演算回路が該デジタル信号を受信して、該デジタル信号が伝達する画像データを処理し、

25 前記グラフィックコントローラが、該中央演算回路の処理結果に基づき、

前記単一のVRAMに対してビットマップデータの書き込み」(構成要件G')を行う、要するに、「本来解像度が前記ディスプレイパネルの画面解像度より大きい画像データ」を無線通信手段により受信するのに対し、乙39発明では、この点が明記されていない点。

5 (イ) 相違点5-2

本件発明は、「ビットマップデータを伝達するデジタル表示信号」が、「デジタルRGB、TMDS、LVDS(又はLDI)及びGVIFのうちいずれかの伝送方式」で伝送される(構成要件I)のに対し、乙39発明では、表示信号の「伝送方式」について特定されていない点。

10 イ 相違点の容易想到性

(ア) 相違点5-1

「本来解像度が前記ディスプレイパネルの画面解像度より大きい画像データ」を無線通信手段により受信することは、乙37、乙38、乙41、乙43から45まで及び乙54から56までの各文献に開示されて

15 いるとおり、本件特許の優先日当時の周知技術であった。

当該周知技術に基づいて、又は乙38発明若しくは乙41記載の発明を副引例として、相違点5-1に係る本件発明の構成を備えることは、当業者において容易に想到することができた。

(イ) 相違点5-2

表示装置に表示信号を送信する際に、「デジタルRGB、TMDS、LVDS(又はLDI)及びGVIFのうちいずれかの伝送方式」に変換して送信することは、乙18から乙20までの各文献に記載されてい

20 るとおり、本件特許の優先日当時の周知技術であった。

当該周知技術に基づいて、相違点5-2に係る本件発明の構成を備えることは、当業者において容易に想到することができた。

25

(4) 進歩性欠如(その2)

仮に本件発明と乙39発明とが、本件特許に係る無効審判（無効2023-800066号）の令和6年4月1日付け審理事項通知書（甲34）において暫定的見解として記載された下記アの点において相違するとしても、下記イのとおり、本件特許の優先日当時、これらの相違点に係る構成を備えることは、当業者において容易に想到することができた。

ア 本件発明と乙39発明との相違点

(ア) <相違点5-1>

本件発明では、無線通信手段が、「無線信号を受信してデジタル信号に変換の上、後記中央演算回路に送信」（構成要件B）しており、当該無線信号は、「…「本来解像度が前記ディスプレイパネルの画面解像度より大きい画像データ」を伝達する無線信号」（構成要件G'）であり、「…前記中央演算回路が該デジタル信号を受信して、該デジタル信号が伝達する画像データを処理」（構成要件G'）（…前記無線通信手段から受信したデジタル信号に必要な処理（構成要件D））をしているのに対し、乙39発明では、無線通信手段が、そのような無線信号を受信しておらず、中央演算回路も、そのような処理を行っていない点。

(イ) <相違点5-2>

本件発明では、「高解像度画像受信・処理・表示機能を実現」している（構成要件G'及びH'）のに対し、乙39発明では、高解像度画像を受信していない点。

(ウ) <相違点5-3>

本件発明では、「前記インターフェース手段は、前記グラフィックコントローラから受信した「ビットマップデータを伝達するデジタル表示信号」を、デジタルRGB、TMDS、LVDS（又はLDI）及びGVIFのうちのいずれかの伝送方式で伝送されるデジタル外部表示信号に変換して、該デジタル外部表示信号を前記周辺装置に送信する機能を有」

している（構成要件 I）のに対し、乙 39 発明では、インターフェース手段がどのような伝送方式で、デジタル外部表示信号を周辺装置に送信しているか不明な点。

イ 相違点の容易想到性

5 (ア) <相違点 5-1>

前記(3)イ(ア)のとおり、「本来解像度が前記ディスプレイパネルの画面解像度より大きい画像データ」を無線通信手段により受信することは、本件特許の優先日当時の周知技術であり、乙 39 文献の【0040】、【0042】、【0045】、【0092】、【0098】及び【0102】等の記載も考慮すれば、その画像データが乙 39 発明の「内部表示装置 22」の解像度である「640×240ピクセル」よりも大きい解像度の画像データであることについて支障はなかった。乙 39 発明において、少なくとも「640×480ピクセル」の画像データを受信・処理し、「内部表示装置 22（低解像度）」では「640×240ピクセル」で表示し、
10 「外部表示装置 24（高解像度）」では「640×480ピクセル」で表示することが可能であり、これを阻害する事由はなかった。
15

したがって、前記周知技術に基づいて、又は乙 38 発明若しくは乙 41 記載の発明を副引例として、<相違点 5-1>に係る本件発明の構成を備えることは、当業者において容易に想到することができた。

20 (イ) <相違点 5-2>

「高解像度画像受信・処理・表示機能」を特定する構成要件 G' は、「本来解像度が前記ディスプレイパネルの画面解像度より大きい画像データを伝達する」無線信号を受信することを特定するにすぎない。

前記(ア)のとおり、乙 39 発明において「本来解像度が前記ディスプレイパネルの画面解像度より大きい画像（高解像度画像）」を受信することは、本件特許の優先日当時、当業者において容易想到であったから、<
25

相違点 5 - 2 >に係る本件発明の構成を備えることは、当業者において容易に想到することができた。

(ウ) <相違点 5 - 3 >

前記(3)イ(イ)のとおり、本件特許の優先日当時の周知技術に基づいて、
5 <相違点 5 - 3 >に係る本件発明の構成を備えることは、当業者において容易に想到することができた。

(原告の主張)

(1) 本件発明と乙 3 9 発明との相違点

本件発明と乙 3 9 発明とは、以下の点で相違する。

10 ア 相違点 5 - 3

本件発明の「無線通信手段」は、「無線信号を受信してデジタル信号に変換の上、後記中央演算回路に送信する」(構成要件B)とともに、「「本来解像度が前記ディスプレイパネルの画面解像度より大きい画像データ」を伝達する無線信号を受信してデジタル信号に変換の上、前記中央演算回路に
15 送信」する(構成要件G')のに対して、乙 3 9 発明では、「無線通信手段」が、そのような無線信号を受信していない点。

イ 相違点 5 - 4

本件発明の「中央演算回路」は、「前記無線通信手段から受信したデジタル信号に必要な処理を行い」(構成要件D)、無線信号から受信した「該デジタル信号を受信して、該デジタル信号が伝達する画像データを処理」する(構成要件G')のに対し、乙 3 9 発明の「CPU 1 0」は、無線通信手段から「デジタル信号」を受信するものではなく、また、「画像データ」を
20 処理するものでもない点。

ウ 相違点 5 - 5

本件発明は、「高解像度画像受信・処理・表示機能」と略記される機能を有し(構成要件G')、グラフィックコントローラは、「携帯情報通信装置が
25

前記高解像度画像受信・処理・表示機能を実現する場合に」、ディスプレイ
パネルの画面解像度と同じ解像度を有する画像のビットマップデータから、
所定のデジタル表示信号を生成し、これをディスプレイ制御手段に送信す
る機能と、ディスプレイパネルの画面解像度より大きい解像度を有する画
5 像のビットマップデータから、所定のデジタル表示信号を生成し、これを
インターフェース手段に送信する機能を実現する（構成要件H'）のに対し
て、乙39発明は、無線通信手段を有さず、また、「本来解像度が前記ディ
スプレイパネルの画面解像度より大きい画像データ」を伝達する無線信号
を受信するものではないため、この「本来解像度が前記ディスプレイパネ
10 ルの画面解像度より大きい画像データ」を基に、ディスプレイ制御手段や
インターフェース手段に送信するデジタル表示信号を生成する機能を有さ
ないところ、「高解像度画像受信・処理・表示機能」と略記される機能を有
さず、グラフィックコントローラも、本件訂正後の発明の上記送信機能と
同様の機能は実現可能であるものの、この送信機能で送信されるデジタル
15 表示信号は、「高解像度画像受信・処理・表示機能を実現する場合に」生成、
送信されるものではない点。

(2) 相違点の非容易想到性

携帯情報通信装置が「本来解像度が前記ディスプレイパネルの画面解像度
より大きい画像データ」を無線通信手段により受信するとの構成を有するこ
20 とは、本件特許の優先日当時の周知技術ではないし、仮に当該構成を有する
ことが周知技術であったとしても、当該周知技術のみに基づいて、相違点5
-3から5までに係る本件発明の構成に容易に想到することはできない。

乙38発明と本件発明とは、前記10（原告の主張）のとおり相違するから、
乙38発明を副引例として、相違点5-3から5までに係る本件発明の
25 構成に容易に想到することはできない。

乙41記載の発明は、「本来解像度が前記ディスプレイパネルの画面解像

度より大きい画像データ」を無線通信手段により受信するとの構成を有さず、また、グラフィックコントローラが、該中央演算回路の処理結果に基づき、単一のVRAMに対してビットマップデータの書き込み／読み出しを行い、「該読み出したビットマップデータを伝達するデジタル表示信号」を生成し、
5 該デジタル表示信号を後記ディスプレイ制御手段又は後記インターフェース手段に送信するとの機能を有していないから、乙41記載の発明を副引例として、相違点5-3から5までに係る本件発明の構成に容易に想到することはできない。

13 争点2-3-6（分割要件違反による新規性欠如）について

10 (被告の主張)

(1) 本件原出願の分割要件違反

ア 分割要件について

特許法44条1項の分割要件を満たすためには、分割出願の明細書、特許請求の範囲又は図面（以下「明細書等」という。）に記載された事項が、
15 原出願の出願当初の明細書等に記載された事項の範囲内であることを要する。

本件原出願は、後記イのとおり、本件原々出願の出願当初の明細書等の記載と相違しており、本件原々出願の出願当初の明細書等に存在しない事項を含むものであるから、本件原出願は分割要件を満たさない。そのため、
20 本件原出願の出願日は、本件原々出願の出願日まで遡及せず、現実の出願日である平成18年10月11日となる。

また、本件原出願の現実の出願日である平成18年10月11日は、本件原々出願において優先権主張の基礎とされた特願2004-372558号（出願日：平成16年12月24日）及び特願2005-218159号（出願日：平成17年7月28日）のいずれの出願日から1年を経過して
25 おり、本件原出願に当該優先権主張の効果は及ばない。

したがって、本件出願は、本件原出願の現実の出願日である平成18年10月11日を基準として、特許性の判断がされるべきものである。

イ 本件原出願は本件原々出願に記載のない事項を含むこと

本件原出願は、「適切な処理」の用語の定義の変更、「高解像度」の用語の定義の追加、「デジタル表示信号」の生成主体の変更、「本来画像」の定義の追加、「本来解像度」の定義の追加、【0131】の記載の変更、XGAからVGAへの変更、【0159】の記載の変更、RF送受信分111Bー共用アンテナ113A間の信号線の変更、共用器113DーRF送受信部111B間の信号線の変更といった本件原々出願の出願当初の明細書等に存在しない事項を含んでいる。

(2) 乙46に基づく新規性欠如

本件発明は、本件原出願の出願日である平成18年10月11日を基準として新規性等の判断がされるべきところ、以下のとおり、本件発明は、国際公開2006/068003（乙46。同年6月29日公開。以下「乙46文献」という。）に係る発明（以下「乙46発明」という。）と同一であるから、新規性を欠く。

ア 乙46発明の認定

乙46文献には、以下の構成を有する乙46発明が記載されている。

6 a ユーザーがマニュアル操作によってデータを入力し、該入力データを後記中央演算回路1__10A1へ送信する入力手段（キー操作部16A及びキー入力コントローラ16B）と；

6 b 無線信号を受信してデジタル信号に変換の上、後記中央演算回路1__10A1に送信するとともに、後記中央演算回路1__10A1から受信したデジタル信号を無線信号に変換して送信する無線通信手段（通信用アンテナ111A、RF送受信部111B、ベースバンドプロセッサ11）と；

6 c 後記中央演算回路 1__1 0 A 1 を動作させるプログラムと後記中央演算回路 1__1 0 A 1 で処理可能なデータファイルとを格納する記憶手段（フラッシュメモリ 1 4 A）と；

5
10
15
6 d 前記入力手段（キー操作部 1 6 A 及びキー入力コントローラ 1 6 B）から受信したデータと前記記憶手段（フラッシュメモリ 1 4 A）に格納されたプログラムとに基づき、前記無線通信手段（通信用アンテナ 1 1 1 A、RF 送受信部 1 1 1 B、ベースバンドプロセッサ 1 1）から受信したデジタル信号に必要な処理を行い、リアルタイムでデジタル表示信号を生成するか、又は、自らが処理可能なデータファイルとして前記記憶手段（フラッシュメモリ 1 4 A）に一旦格納し、その後読み出した上で処理する中央演算回路 1__1 0 A 1 と、該中央演算回路 1__1 0 A 1 の処理結果に基づき、VRAM 1__1 0 C に対してビットマップデータの書き込み／読み出しを行い、「該読み出したビットマップデータを伝達するデジタル表示信号」を生成し、該デジタル表示信号を後記ディスプレイ制御手段又は後記インターフェース手段に送信するグラフィックコントローラ 1__1 0 B と、から構成されるデータ処理手段と；

20
25
6 e 画面を構成する各々の画素が駆動されることにより画像を表示するディスプレイパネル（LCD パネル 1 5 A）と、前記グラフィックコントローラ 1__1 0 B から受信したデジタル表示信号に基づき前記ディスプレイパネル（LCD パネル 1 5 A）の各々の画素を駆動するディスプレイ制御手段（LCD ドライバ 1 5 B）とから構成されるディスプレイ手段と；

6 f 外部ディスプレイ手段（外部ディスプレイ装置 5）を備えるか、又は、外部ディスプレイ手段（外部ディスプレイ装置 5）を接続する周辺装置（接続ユニット 3）を接続し、該周辺装置（接続ユニット 3）に対して、前記グラフィックコントローラ 1__1 0 B から受信したデジタル

表示信号に基づき、外部表示信号を送信するインターフェース手段（外部接続端子部A__13D、TMD S トランスミッタ13A）と；

6 g' を備え、

前記無線通信手段(通信用アンテナ111A、RF送受信部111B、
5 ベースバンドプロセッサ11)が「本来解像度が前記ディスプレイパネル(LCDパネル15A)の画面解像度より大きい画像データ」を伝達する無線信号を受信してデジタル信号に変換の上、前記中央演算回路1__10A1に送信し、前記中央演算回路1__10A1が該デジタル信号を受信して、該デジタル信号が伝達する画像データを処理し、前記グラフィックコントローラ1__10Bが、該中央演算回路1__10A1の処理結果に基づき、VRAM1__10Cに対してビットマップデータの書き込み/読み出しを行い、「該読み出したビットマップデータを伝達するデジタル表示信号」を生成し、該デジタル表示信号を前記ディスプレイ制御手段(LCDドライバ15B)又は前記インターフェース手段(外部接続端子部A__13D、TMD S トランスミッタ13A)に送信して、
10 前記ディスプレイ手段(LCDパネル15A、LCDドライバ15B)又は前記外部ディスプレイ手段(外部ディスプレイ装置5)に画像を表示する機能(以下、「高解像度画像受信・処理・表示機能」と略記する)を有する、

20 携帯情報通信装置において、

6 h' 前記グラフィックコントローラ1__10Bは、前記携帯情報通信装置が前記高解像度画像受信・処理・表示機能を実現する場合に、VRAM1__10Cから「前記ディスプレイパネル(LCDパネル15A)の画面解像度と同じ解像度を有する画像のビットマップデータ」を読み出し、「該読み出したビットマップデータを伝達するデジタル表示信号」を生成し、該デジタル表示信号を前記ディスプレイ制御手段(LCDパネ
25

ル15A、LCDドライバ15B)に送信する機能と、VRAM1__10Cから「前記ディスプレイパネル(LCDパネル15A)の画面解像度より大きい解像度を有する画像のビットマップデータ」を読み出し、
「該読み出したビットマップデータを伝達するデジタル表示信号」を生成し、該デジタル表示信号を前記インターフェース手段(外部接続端子部A__13D、TMDSTRANSMITTER13A)に送信する機能と、を
5 実現し、

6i 前記インターフェース手段(外部接続端子部A__13D、TMDSTRANSMITTER13A)は、前記グラフィックコントローラ1__10B
10 から受信した「ビットマップデータを伝達するデジタル表示信号」を、デジタルRGB、TMDSTRANSMITTER13A、LVDS(又はLDI)及びGVIFのうちのいずれかの伝送方式で伝送されるデジタル外部表示信号に変換して、該デジタル外部表示信号を前記周辺装置(接続ユニット3)に送信する機能を有する、

15 6j ことにより、

前記外部ディスプレイ手段(外部ディスプレイ装置5)に、「前記ディスプレイパネル(LCDパネル15A)の画面解像度QVGAより大きい解像度を有する画像」を表示できるようにした、

6k ことを特徴とする携帯情報通信装置(携帯電話機1)。

20 イ 本件発明と乙46発明との対比

乙46文献記載の「VRAM1__10C」は、本件発明の「単一のVRAM」に相当するものであるから、乙46発明は、本件発明の各構成を備えており、本件発明と同一である。

25 なお、仮に乙46文献記載の「VRAM1__10C」が本件発明の「単一のVRAM」と異なるのであれば、前記6(被告の主張)のとおり、本件明細書には「単一のVRAM」に相当する構成は開示されておらず、本

件特許はサポート要件に違反する。

(原告の主張)

分割要件の一つとして求められる要件は、「新たな出願に係る発明は、もとの出願の当初明細書等に記載された事項の範囲内であること」であるから、本件
5 原出願ではなく、本件原出願に係る発明が、本件原々出願の出願当初の明細書等に記載された事項の範囲内であるか否かを問題とすべきである。

本件原出願に係る発明は、本件原々出願の出願当初の明細書等に記載された事項の範囲内であり、本件原出願は分割要件を充足する。

1 4 争点3 (損害の発生及びその額) について

10 (原告の主張)

(1) 被告各製品の実施料相当額

ア 被告は、遅くとも平成23年3月24日から令和5年1月9日までの間に、イ号製品を平均単価4万円で少なくとも79万個販売した。実施料率は少なくとも1%が相当であり、原告がその実施に対して受けるべき金銭
15 の額は3億1600万円を下らない。

イ 被告は、遅くとも平成23年7月9日から令和5年1月9日までの間に、ロ号製品を平均単価4万円で少なくとも89万個販売した。実施料率は少なくとも1%が相当であり、原告がその実施に対して受けるべき金銭の額は3億5600万円を下らない。

ウ 被告は、遅くとも平成23年6月24日から令和5年1月9日までの間に、ハ号製品を平均単価4万8000円で少なくとも84万個販売した。実施料率は少なくとも1%が相当であり、原告がその実施に対して受けるべき金銭の額は4億300万円を下らない。

エ 被告は、遅くとも平成24年2月24日から令和5年1月9日までの間に、ニ号製品を平均単価4万円で少なくとも10万個販売した。実施料率は少なくとも1%が相当であり、原告がその実施に対して受けるべき金銭
25

の額は4000万円を下らない。

5 オ 被告は、遅くとも平成24年3月15日から令和5年1月9日までの間に、ホ号製品を平均単価4万3000円で少なくとも119万個販売した。実施料率は少なくとも1%が相当であり、原告がその実施に対して受けるべき金銭の額は5億1100万円を下らない。

カ 被告は、遅くとも平成24年3月10日から令和5年1月9日までの間に、ヘ号製品を平均単価4万2000円で少なくとも88万個販売した。実施料率は少なくとも1%が相当であり、原告がその実施に対して受けるべき金銭の額は3億6900万円を下らない。

10 キ 被告は、遅くとも平成24年8月9日から令和5年1月9日までの間に、ト号製品を平均単価5万3000円で少なくとも42万個販売した。実施料率は少なくとも1%が相当であり、原告がその実施に対して受けるべき金銭の額は2億2200万円を下らない。

15 ク 被告は、遅くとも平成24年8月10日から令和5年1月9日までの間に、チ号製品を平均単価4万4000円で少なくとも34万個販売した。実施料率は少なくとも1%が相当であり、原告がその実施に対して受けるべき金銭の額は1億4900万円を下らない。

20 ケ 被告は、遅くとも平成24年11月2日から令和5年1月9日までの間に、リ号製品を平均単価5万3000円で少なくとも74万個販売した。実施料率は少なくとも1%が相当であり、原告がその実施に対して受けるべき金銭の額は3億9200万円を下らない。

25 コ 被告は、遅くとも平成24年11月16日から令和5年1月9日までの間に、ヌ号製品を平均単価4万9000円で少なくとも63万個販売した。実施料率は少なくとも1%が相当であり、原告がその実施に対して受けるべき金銭の額は3億800万円を下らない。

サ 被告は、遅くとも平成25年5月17日から令和5年1月9日までの間

に、ル号製品を平均単価5万5000円で少なくとも94万個販売した。実施料率は少なくとも1%が相当であり、原告がその実施に対して受けるべき金銭の額は5億1700万円を下らない。

5 シ 被告は、遅くとも平成25年9月18日から令和5年1月9日までの間に、ヲ号製品を平均単価5万5000円で少なくとも3万9000個販売した。実施料率は少なくとも1%が相当であり、原告がその実施に対して受けるべき金銭の額は2100万円を下らない。

10 ス 被告は、遅くとも平成25年10月23日から令和5年1月9日までの間に、ワ号製品を平均単価5万円で少なくとも78万個販売した。実施料率は少なくとも1%が相当であり、原告がその実施に対して受けるべき金銭の額は3億9000万円を下らない。

15 セ 被告は、遅くとも平成25年10月24日から令和5年1月9日までの間に、カ号製品を平均単価5万6000円で少なくとも87万個販売した。実施料率は少なくとも1%が相当であり、原告がその実施に対して受けるべき金銭の額は4億8700万円を下らない。

ソ 被告は、遅くとも平成25年12月19日から令和5年1月9日までの間に、ヨ号製品を平均単価5万6000円で少なくとも106万個販売した。実施料率は少なくとも1%が相当であり、原告がその実施に対して受けるべき金銭の額は5億9300万円を下らない。

20 タ 被告は、遅くとも平成26年1月25日から令和5年1月9日までの間に、タ号製品を平均単価5万5000円で少なくとも5万個販売した。実施料率は少なくとも1%が相当であり、原告がその実施に対して受けるべき金銭の額は2700万円を下らない。

25 チ 被告は、遅くとも平成26年6月19日から令和5年1月9日までの間に、レ号製品を平均単価4万9000円で少なくとも49万個販売した。実施料率は少なくとも1%が相当であり、原告がその実施に対して受ける

べき金銭の額は2億4000万円を下らない。

5 ツ 被告は、遅くとも平成26年5月21日から令和5年1月9日までの間に、ソ号製品を平均単価6万4000円で少なくとも57万個販売した。実施料率は少なくとも1%が相当であり、原告がその実施に対して受けるべき金銭の額は3億6400万円を下らない。

テ 被告は、遅くとも平成26年5月23日から令和5年1月9日までの間に、ツ号製品を平均単価5万6000円で少なくとも47万個販売した。実施料率は少なくとも1%が相当であり、原告がその実施に対して受けるべき金銭の額は2億6300万円を下らない。

10 ト 被告は、遅くとも平成26年5月31日から令和5年1月9日までの間に、ネ号製品を平均単価5万円で少なくとも5万個販売した。実施料率は少なくとも1%が相当であり、原告がその実施に対して受けるべき金銭の額は2500万円を下らない。

15 ナ 被告は、遅くとも平成26年6月27日から令和5年1月9日までの間に、ナ号製品を平均単価6万6000円で少なくとも5万個販売した。実施料率は少なくとも1%が相当であり、原告がその実施に対して受けるべき金銭の額は3300万円を下らない。

20 ニ 被告は、遅くとも平成26年7月5日から令和5年1月9日までの間に、ラ号製品を平均単価6万5000円で少なくとも5万個販売した。実施料率は少なくとも1%が相当であり、原告がその実施に対して受けるべき金銭の額は3200万円を下らない。

25 ヌ 被告は、遅くとも平成26年10月23日から令和5年1月9日までの間に、ム号製品を平均単価5万7000円で少なくとも119万個販売した。実施料率は少なくとも1%が相当であり、原告がその実施に対して受けるべき金銭の額は6億7800万円を下らない。

ネ 被告は、遅くとも平成26年10月23日から令和5年1月9日までの

間に、ウ号製品を平均単価5万6000円で少なくとも90万個販売した。実施料率は少なくとも1%が相当であり、原告がその実施に対して受けるべき金銭の額は5億400万円を下らない。

5 ノ 被告は、遅くとも平成26年11月7日から令和5年1月9日までの間に、キ号製品を平均単価5万円で少なくとも5万個販売した。実施料率は少なくとも1%が相当であり、原告がその実施に対して受けるべき金銭の額は2500万円を下らない。

10 ハ 被告は、遅くとも平成26年11月12日から令和5年1月9日までの間に、ノ号製品を平均単価4万5000円で少なくとも133万個販売した。実施料率は少なくとも1%が相当であり、原告がその実施に対して受けるべき金銭の額は5億9800万円を下らない。

15 ヒ 被告は、遅くとも平成26年11月21日から令和5年1月9日までの間に、オ号製品を平均単価4万9000円で少なくとも74万個販売した。実施料率は少なくとも1%が相当であり、原告がその実施に対して受けるべき金銭の額は3億6200万円を下らない。

フ 被告は、遅くとも平成27年6月18日から令和5年1月9日までの間に、ク号製品を平均単価5万5000円で少なくとも50万個販売した。実施料率は少なくとも1%が相当であり、原告がその実施に対して受けるべき金銭の額は2億7500万円を下らない。

20 ヘ 被告は、遅くとも平成27年6月10日から令和5年1月9日までの間に、ヤ号製品を平均単価6万6000円で少なくとも61万個販売した。実施料率は少なくとも1%が相当であり、原告がその実施に対して受けるべき金銭の額は4億200万円を下らない。

25 ホ 被告は、遅くとも平成27年6月11日から令和5年1月9日までの間に、マ号製品を平均単価5万9000円で少なくとも48万個販売した。実施料率は少なくとも1%が相当であり、原告がその実施に対して受ける

べき金銭の額は2億8300万円を下らない。

5 マ 被告は、遅くとも平成27年7月17日から令和5年1月9日までの間に、ケ号製品を平均単価5万7000円で少なくとも52万個販売した。実施料率は少なくとも1%が相当であり、原告がその実施に対して受けるべき金銭の額は2億9600万円を下らない。

ミ 被告は、遅くとも平成27年7月17日から令和5年1月9日までの間に、フ号製品を平均単価7万円で少なくとも5万個販売した。実施料率は少なくとも1%が相当であり、原告がその実施に対して受けるべき金銭の額は3500万円を下らない。

10 ム 被告は、遅くとも平成27年7月17日から令和5年1月9日までの間に、コ号製品を平均単価6万6000円で少なくとも5万個販売した。実施料率は少なくとも1%が相当であり、原告がその実施に対して受けるべき金銭の額は3300万円を下らない。

15 メ 被告は、遅くとも平成27年7月18日から令和5年1月9日までの間に、エ号製品を平均単価6万6000円で少なくとも5万個販売した。実施料率は少なくとも1%が相当であり、原告がその実施に対して受けるべき金銭の額は3300万円を下らない。

20 モ 被告は、遅くとも平成27年10月29日から令和5年1月9日までの間に、テ号製品を平均単価6万6000円で少なくとも96万個販売した。実施料率は少なくとも1%が相当であり、原告がその実施に対して受けるべき金銭の額は6億3300万円を下らない。

25 ヤ 被告は、遅くとも平成27年10月29日から令和5年1月9日までの間に、ア号製品を平均単価5万9000円で少なくとも72万個販売した。実施料率は少なくとも1%が相当であり、原告がその実施に対して受けるべき金銭の額は4億2400万円を下らない。

ユ 被告は、遅くとも平成27年10月29日から令和5年1月9日までの

間に、サ号製品を平均単価6万2000円で少なくとも79万個販売した。実施料率は少なくとも1%が相当であり、原告がその実施に対して受けるべき金銭の額は4億8900万円を下らない。

5 ヨ 被告は、遅くとも平成27年11月13日から令和5年1月9日までの間に、キ号製品を平均単価6万円で少なくとも121万個販売した。実施料率は少なくとも1%が相当であり、原告がその実施に対して受けるべき金銭の額は7億2600万円を下らない。

(2) 小括

10 以上から、特許法102条3項の規定に基づき被告が賠償すべき損害額は、前記(1)の実施料相当額の合計である118億5400万円を下らないが、その一部として1000万円の支払を請求する。

(被告の主張)

否認ないし争う。

第4 当裁判所の判断

15 1 争点2-3-2 (乙6発明に基づく新規性及び進歩性欠如) について
事案に鑑み、争点2-3-2から判断する。

(1) 本件明細書の記載

本件明細書には、以下の記載がある(甲2)。

ア 【技術分野】

20 【0001】本発明は、携帯電話機などの携帯情報通信装置、携帯情報通信装置とともに用いる接続ユニット、及び携帯情報通信装置とともに用いる外部入出力ユニットに関する。

イ 【背景技術】

25 【0007】最近は、パソコン向けウェブページを閲覧できる「フルブラウザ機能」又は「PC…サイトビュー機能」を有する携帯電話機が発売されているが、多くの場合、画像を付属ディスプレイの画面水平解像度(縦長

QVGAの場合、240画素)に合わせて縮小したり、テキスト部分を画面幅で改行したり、フレーム表示のウェブページについてはフレーム単位の画面イメージを表示したりするなど特殊なレンダリングモードを採用しており、ウェブページの作成者が本来意図したはずの、パソコンの画面イメージとして実現されるレイアウトで表示されるわけではない。

また、携帯電話機によっては、パソコンでの画面イメージに近いレイアウトで表示するレンダリングモードを有する場合もあるが、通常、パソコン向けウェブページは、最低でもVGA… サイズ(水平画素数×垂直画素数=640×480画素)の画面で閲覧されることを想定して作成するため、このレンダリングモードでは、水平スクロールを何度も繰り返さなければウェブページの全体を閲覧することができず、したがって、ウェブページの全容を理解することに支障が生じる。

【0008】一方、携帯情報通信装置でゲームを楽しむ場合でも、そのゲームはグラフィックスがサイズの小さな付属ディスプレイに表示できる程度の比較的単純なゲームに限定される。…

また、付属ディスプレイの画面解像度が最大でもQVGAである携帯電話機でテレビ番組を視聴する場合、できる限り大きな画面で視聴するために横置き(水平画素数×垂直画素数=320×240画素)とすることが通常であるが、その場合でも、テレビ放送が前提とする有効走査線の数(=垂直画素数。アナログテレビ放送の場合、480本)は付属ディスプレイの画面垂直解像度(240画素)より大きいため、画素を間引いて表示する必要がある。特に、デジタルテレビ放送においては、有効走査線数(垂直画素数)に加えて、有効水平画素数も規定されているが、最も解像度の小さい480i方式の場合でも水平画素数×垂直画素数=720×480画素、いわゆる「フルハイビジョン方式」である1080i方式においては1920×1080画素であって、いずれにせよ、付属ディスプレイの

画面解像度が最大でもQVGAである携帯電話機では、十分なテレビチューナ機能及び表示機能を有するテレビジョン受像機（以下、テレビ受像機と略記する）によってテレビ放送信号を適切に処理した場合に表示される本来の解像度を有する画像（以下、テレビ放送における本来画像と略記する）を全画面表示することはできず、それより解像度の低い画質の劣った画像しか表示できない。

【0010】ところが、このような方法において使用されるパソコン…を所有するために要するコストは、携帯電話機をはじめとする携帯情報通信装置自体を所有するために要するコストより、通常は大きい。

このため、データ通信やデータ処理のニーズが電子メールの送受信やウェブページの閲覧等に限られるような多数のユーザーにとって、上記のように、長文の電子メールを読んだり、パソコン向けウェブページを閲覧したりする際の、付属ディスプレイの画面サイズ・解像度が小さいことに起因する不便さを解消するためだけに別途パソコンを所有することは、経済的に不合理である。

一方、携帯情報通信装置のデータ処理手段は、…付属ディスプレイに画像を表示するための表示データ処理機能については、表示画面が小さいということを除けば、パソコンにおけるCPU等のプロセッサの機能に匹敵する。それにもかかわらず、上記のようなパソコンと携帯情報通信装置との使い分けを行うとすれば、同種のものに二重投資を行うことになり、結果として少なくとも一方の稼働率の低下をもたらすため、資源の効率的な利用の観点からも好ましくない。

【0013】…携帯情報通信装置の携帯性を損なわないために付属ディスプレイのサイズを現状通りに維持したままで、しかもパソコンを併用することなく、長文の電子メールやパソコン向けウェブページ、娯楽性の高いゲーム、さらにはテレビ番組の映像などを大きな画面で表示すること、特に、

長文の電子メールについては、垂直スクロールを繰り返すことなく読めること、パソコン向けウェブページについては、パソコンでの画面イメージに近いレイアウトで表示し、しかも水平スクロールを繰り返すことなく閲覧できること、テレビ番組については、テレビ放送における本来画像を全画面表示することが課題とされている。

【0014】このような課題を解決するため、携帯情報通信装置に、該携帯情報通信装置の付属ディスプレイよりも画面が大きい外部ディスプレイ装置（以下、大画面外部ディスプレイ装置と略称する）を接続することにより、大画面外部ディスプレイ装置で画像を表示する技術がいくつか開示されており、そして、それらの技術は、以下の3つのタイプに分類される。

第一種：携帯情報通信装置と大画面外部ディスプレイ装置を何らかの接続ユニットを介して接続するタイプ

第二種：携帯情報通信装置と大画面外部ディスプレイ装置は直接的に接続されるが、その代わりに、大画面外部ディスプレイ装置としては、携帯情報通信装置から受信した表示データに各種の処理を施す機能を有する画像表示装置が使用されるタイプ

第三種：携帯情報通信装置と大画面外部ディスプレイ装置は直接的に接続され、しかも、大画面外部ディスプレイ装置としては、携帯情報通信装置との間での何らかのインターフェース手段は備えていることを除けば、テレビモニタ等の汎用的なディスプレイが用いられるタイプ

【0015】このうち、第一種の技術…においては、携帯情報通信装置とは別にパソコンを用いる必要はないが、その代わりに、別途、…何らかの表示データ処理手段を備えた接続ユニットが必要である。…

【0017】一方、第二種の技術…においては、パソコンやそれに準ずるような接続ユニットは不要であるが、今度は、大画面外部ディスプレイ装置として、テレビ受像機のような汎用的なディスプレイ装置をそのままでは

使用できず、…表示データ処理手段を備えた画像表示装置を使用しなければならぬ。…

【0019】 それに対して、第三種の技術は、接続ユニットや特殊な画像処理装置を使用せず、携帯情報通信装置と汎用的な大画面外部ディスプレイ装置だけで構成される。このため、一般的にあって、「不合理な二重投資」や「非効率な資源利用」の問題が、少なくとも第一種の技術や第二種の技術よりは少ないと考えられる。

【0020】 この第三種の技術として既に実用化されているものに、いわゆる「テレビ（TV）出力機能」又は「AV出力機能」を有する携帯電話機がある。…しかし、その場合にテレビモニタに表示される画像の解像度は、付属ディスプレイの画面解像度（最大でもQVGA）と同じであるため、該画像は、テレビモニタの中央部に小さく表示されるか、画質の粗い拡大画像が全画面に表示されるかのいずれかである。

【0021】 …仮に、これらの携帯電話機が「フルブラウザ機能」又は「PCサイトビュー機能」を有し、閲覧したパソコン向けウェブページをテレビモニタで閲覧できるようになったとしても、それはあくまでも付属ディスプレイに表示される画面イメージを拡大表示するだけであって、画面イメージの解像度が増えるわけではない。…

【0022】 したがって、上記の課題を解決するためには、「TV出力機能」又は「AV出力機能」を有する携帯電話機のように、ただ単に付属ディスプレイに表示される画像を大画面外部ディスプレイ装置に拡大表示するという機能を有するに留まらず、付属ディスプレイの画面解像度よりも解像度が大きい画像を大画面外部ディスプレイ装置に表示する機能を有する携帯情報通信装置を提供することが必要である。

これにより、付属ディスプレイでは自らの画面解像度に相当する部分だけを切り出した部分画像しか表示できなかつたり、画素を間引くことによ

って画質を落とした全体画像しか表示できなかつたりした画像を、大画面外部ディスプレイにおいては、その本来の解像度のままの全体画像として表示できるようになる。…

ウ 【発明が解決しようとする課題】

5 【0031】本発明はこのような事情に鑑みてなされたものであり、その目的とするところは、…携帯情報通信装置に大画面外部ディスプレイ装置を接続することにより、…該大画面外部ディスプレイ手段において、付属ディスプレイの画面解像度よりも解像度が大きい画像を表示すること、特に、
10 長文の電子メールについては、垂直スクロールを繰り返すことなく読めること、パソコン向けウェブページについては、パソコンでの画面イメージに近いレイアウトで表示し、しかも水平スクロールを繰り返すことなく閲覧できること、テレビ番組については、テレビ放送における本来画像を表示することを、該大画面外部ディスプレイ手段向けの専用の表示データ生成手段を、付属ディスプレイに画像を表示するためにもともと必要である
15 表示データ生成手段（以下、付属表示データ生成手段と略記する）とは別個に使用することなく、大画面ディスプレイ手段を含む周辺装置、及び／又は、大画面ディスプレイ手段が接続される周辺装置と間のインターフェース手段の追加と、付属表示データ生成手段への若干の機能追加だけで実現する携帯情報通信装置を提供する点にある。…さらに、携帯情報通信装置
20 とともに用いられ、自らに付属する大画面外部ディスプレイパネルに、該携帯情報通信装置の付属ディスプレイの画面解像度よりも解像度が大きい画像を表示する外部入出力ユニットを提供する点にある。

エ 【課題を解決するための手段】

25 【0032】…本「明細書」及び「特許請求の範囲」でいう「高解像度」とは、表示信号等の本来解像度が前記ディスプレイパネルAの画面解像度(水平画素数×垂直画素数)より大きいことを意味し、特に、「高解像度外部表

示信号」とは、本来解像度が前記ディスプレイパネルAの画面解像度より大きい外部表示信号を意味する。また、表示信号等の「本来画像」とは、十分な大きさの画面解像度を有するディスプレイ手段、又は、データ処理手段と十分な大きさの画面解像度を有するディスプレイ手段とが、該表示信号等を受信して適切に処理することにより表示される本来の画像を意味し、「本来解像度」とは「本来画像」の解像度を意味する。

オ 【発明の効果】

【0078】第1…の発明の携帯情報通信装置においては、携帯情報通信装置のインターフェース手段A1に高解像度外部ディスプレイ手段を含む周辺装置、及び／又は、外部ディスプレイ手段が接続される周辺装置を接続して高解像度外部表示信号を送信することにより、該高解像度外部ディスプレイ手段の画面において、携帯情報通信装置に付属するディスプレイパネルの画面解像度より大きい解像度を有する高解像度画像を表示することができる。これにより、付属ディスプレイパネルにおいては、その画面解像度に相当する部分だけを切り出した部分画像しか表示できなかつたり、画素を間引くことによって画質を落とした全体画像しか表示できなかつたりしたような画像を、高解像度外部ディスプレイ手段においては、その本来の解像度のままの全体画像として表示できるようになる。

…従来の技術のように、携帯情報通信装置に備えられた表示データ処理手段とは別に、外部ディスプレイ手段を含む周辺装置向けの専用の表示データ生成手段を設ける必要はなく、「不合理な二重投資」や「非効率な資源利用」の問題は回避できる。

(2) 乙6文献の記載

乙6文献には、以下の記載がある（乙6）。

ア 【発明の属する技術分野】

【0001】本発明は、無線通信回線を介して他の電話と通話を行う携帯電

話機に関する。

イ 【従来の技術】

5 【0002】携帯電話機は携帯性、汎用性を確保するためできるだけ軽量化、小形化されることが望ましい。ところが、このような小形化が指向される携帯電話機において、液晶表示パネルの画面を必要以上に小形化することは望ましくない。この液晶表示画面には、少なくとも、…電話を利用するために必要な種々のメッセージを表示する必要があるからである。

10 【0003】また、今日では、携帯電話機に対して、電話機能以外に種々の機能、例えばゲーム機能や携帯電話機本体のメモリからまたはウェブサイトから特定の画面を取り込んで、使用目的のテキストや画像に重ねて表示する機能などが付加されて、一つの表示画面に表示すべき情報も多くなってきている。従って、できるだけ多くの情報を、スクロールせずに一つの画面上で同時に表示するためには、液晶表示画面はできるだけ大きくすることが望まれている。

15 ウ 【発明が解決しようとする課題】

20 【0004】しかしながら、携帯電話機は、電話機本体の携帯性を確保する観点から液晶表示画面を必要以上に大きくすることができず、このため、表示すべき表示データのコンテンツが携帯電話機に付属の簡易型液晶表示パネルでは対応できなくなり、表示データのすべてを一度に表示しきれないという課題があった。

25 【0005】本発明はかかる従来の課題を解決するものであり、表示すべき表示データのコンテンツが簡易型液晶表示パネルに表示しきれない場合には、外部接続されたCRT等の大型ディスプレイや内部に設けられた映写装置によりすべての表示データを拡大して分り易く表示することができる携帯電話機を提供することを目的とする。

エ 【課題を解決するための手段】

【0006】上記目的達成のために、請求項1に記載の発明は、電話番号および各種情報が表示される小型表示パネルを有し、無線通信回線を介して他の電話と通話を行う携帯電話機において、表示すべき表示データを外部に接続される大型表示装置に送出可能な表示制御回路およびモニタ端子を設けたことを特徴とする…。

5

オ 【発明の実施の形態】

【0008】…図1は本発明の一実施形態による携帯電話機の構成を示すブロック図であり、同図において、CPU（中央処理装置）11は、電話機能プログラムを実行することにより、携帯電話機各部の動作を制御する。また、通信部12は、アンテナ12aを有し、送信信号の変調および受信信号の復調機能を有する。データ読み書き用のRAM（ランダムアクセスメモリ）13は、ユーザ設定データなどを格納するメモリである。

10

【0009】また、ROM（リードオンリメモリ）14は、CPU11が実行する送信や着信の各種電話機能プログラムなどを格納している。…

15

【0010】さらに、操作部20は「0」～「9」のテンキーやファンクションキー等から構成され、電話番号や各種の機能データを入力可能にしている。表示部としての簡易型液晶表示パネル23は電話機能のメニューや、テンキーやファンクションキーなどの入力操作に応じたデータの表示を行う。

20

【0011】また、表示制御回路21は、CPU11の制御下で、入力された表示データを画像メモリ22に記憶させるとともに、該画像メモリ22に記憶させた表示データを電話機本体に設けられた簡易型液晶表示パネル23に表示させる。また、本実施形態では、特に、表示制御回路21が、前記表示すべき表示データのコンテンツが簡易型液晶表示パネル23に対応する場合、または、表示データの送出先が簡易液晶表示パネル23を指示する場合には、該簡易型液晶表示パネル23に表示データを送らせ、一

25

方、表示すべき表示データのコンテンツがモニタ端子 2 5 に接続された C R T 表示器 2 4 に対応する場合、または、表示データの送出先が C R T 表示器 2 4 を指示する場合には、モニタ端子 2 5 へ表示データを送らせるようにしている。

5 【0 0 1 3】一方、このような携帯電話機において、C P U 1 1 は、通話前において、R A M 1 3 に登録してある通話相手の電話番号や氏名、あるいはメッセージなどを読み出し、表示制御回路 2 1 へ出力する。表示制御回路 2 1 はこれらのデータを一旦画像メモリ 2 2 に記憶させた後、簡易型液晶表示パネル 2 3 に表示させる。また、この表示制御回路 2 1 は前記のよ
10 うな液晶表示パネルの表示モードのほか C R T 表示装置の表示モードを持ち、電話番号や簡単なメッセージなどのように表示すべき情報量が少なく、全てを同時に表示できる場合には、つまり表示すべき表示データのコンテンツが簡易型液晶表示パネル 2 3 に対応する場合には、液晶表示モードにおいて簡易型液晶表示パネル 2 3 に表示データを送って表示させる。また、
15 外部から取り込んだ画像情報などのように一度に表示すべきデータ量が多く、簡易型液晶表示パネル 2 3 では明瞭に表示できない表示データにあつては、つまり表示データのコンテンツが簡易型液晶表示パネル 2 3 に対応しない場合には、画面表示領域の大きい C R T 表示器 2 4 に表示できるように、その表示データ（ドットデータ）をモニタ端子 2 5 へ同期信号と共に
20 送出する。

【0 0 1 4】従って、画像を形成する画面上の表示データ量が多い場合であつて、簡易型液晶パネル 2 3 では表示内容が明瞭でない場合には、C R T 表示器 2 4 を使うことで必要とする表示データのすべてを欠落なく表示でき、従来のように、スクロール操作によって全画像を見る必要がなくなる。

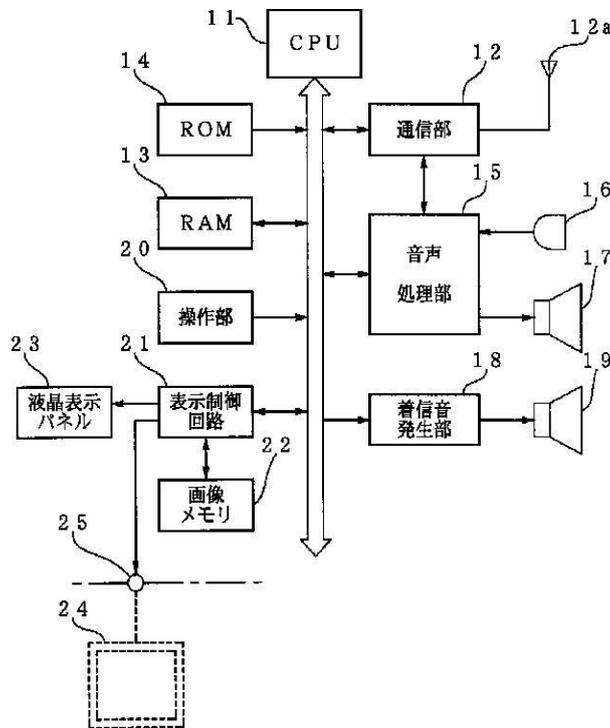
25 【0 0 1 5】また、外部から受信した情報量の多い表示データを表示領域の狭い簡易型液晶パネルで表示するのが困難な場合は、さらに、以下のよう

な映写装置を携帯電話機の本体に設けておくことで、その困難を解決できる。…

カ 【発明の効果】

【0016】 以上のように、請求項1に記載の発明によれば、表示すべき表示データのコンテンツが小型表示パネルに対応する場合には、該小型表示パネルに表示データを送り、一方、表示データのコンテンツが大型表示装置に対応する場合には、大型表示装置が接続されるモニタ端子へ表示データを送る表示制御回路を設けたので、携帯電話機に固有の簡易型液晶表示パネルでは細部まで表示できなかったすべての表示データも、CRT表示器を表示制御回路に接続するだけで分り易く表示できるという効果が得られる。

キ 【図1】



(3) 乙6発明の認定

ア 前記(2)によれば、乙6文献には、以下の発明（乙6発明）が記載されて

いるものと認められる。

2 a 各種データの入力を可能とし、入力されたデータをCPU 11に送信する操作部20と；

2 b' アンテナ12 aを有し、送信信号の変調及び受信信号の復調機能を有し、CPU 11から制御信号を受信する通信部12と；

2 c CPU 11が実行する各種プログラムを格納するROM 14及びユーザ設定データなどを格納するRAM 13と；

2 d 1 ROM 14に格納されたプログラムに基づき、入力された表示データ（外部から取り込んだ画像情報）を、ドットデータとして簡易型液晶表示パネル23やCRT表示器24等の大型ディスプレイに送信するよう制御するCPU 11と；

2 d 2 CPU 11の制御下で、入力された表示データを画像メモリ22に記憶させるとともに、画像メモリ22に記憶させた表示データ（ドットデータ）を電話機本体に設けられた簡易型液晶表示パネル23又はCRT表示器24等の大型ディスプレイに接続されたモニタ端子25に送信する表示制御回路21と；

2 e 表示制御回路21から送られてきた表示データを表示する簡易型液晶表示パネル23と；

2 f CRT表示器24等の大型ディスプレイに接続されており、表示制御回路21から送られてきた表示データをCRT表示器24等の大型ディスプレイに送信するモニタ端子25とを備え、

2 g' ' 1 外部から取り込まれた簡易型液晶表示パネル23では明瞭に表示できない画像情報について、CPU 11が、ドットデータとして簡易型液晶表示パネル23又はCRT表示器24等の大型ディスプレイに送信するよう表示制御回路21を制御し、

2 g' 2 CPU 11の制御下で、表示制御回路21が、表示データを画

像メモリ 22 に記憶させるとともに、画像メモリ 22 に記憶させた表示データ（ドットデータ）を簡易型液晶表示パネル 23 又は CRT 表示器 24 等の大型ディスプレイに接続されたモニタ端子 25 に送信して、簡易型液晶表示パネル 23 又は CRT 表示器 24 等の大型ディスプレイに

5

2 h' 1 外部から受信した情報量の多い表示データを携帯電話機が簡易型液晶表示パネル 23 では明瞭に表示できない画像情報を表示する機能を実現する場合に、表示制御回路 21 は、画像メモリ 22 に記憶させた表示データ（ドットデータ）を簡易型液晶表示パネル 23 に送信し、簡易型液晶表示パネル 23 に、スクロール操作によらなければ全画像を見られないように表示する機能と、

10

2 h' 2 画像メモリ 22 に記憶させた表示データ（ドットデータ）を CRT 表示器 24 等の大型ディスプレイに接続されたモニタ端子 25 に送信し、CRT 表示器 24 等の大型ディスプレイに、簡易型液晶表示パネル 23 では明瞭に表示できない画像情報を、欠落なく（スクロール操作することなく）表示する機能と、を実現し、

15

2 i モニタ端子 25 は、表示制御回路 21 から受信した表示データ（ドットデータ）を CRT 表示器 24 等の大型ディスプレイに表示できるようにして送信する機能を有する、

20

2 j ことにより、CRT 表示器 24 等の大型ディスプレイに、簡易型液晶表示パネル 23 では明瞭に表示できない画像情報を、欠落なく（スクロール操作することなく）表示できるようにした、

2 k 携帯電話機

イ 乙 6 発明の認定についての補足

25

(ア) 前記アの 2 a、2 c、2 e、2 f、2 i 及び 2 k の構成については、当事者間に争いが無い。

(イ) 2 b' の構成について

乙6文献には、通信部12が、アンテナ12aを有し、送信信号の変調および受信信号の復調機能を有し(【0008】)、CPU11とバスを介して接続されていること(【図1】)が記載されているから、上記2b'の構成を有していることが認められ、これに反する原告及び被告の主張は、いずれも採用することができない。

(ウ) 「画像メモリ22」へのドットデータの記憶及び送信される「ドットデータ」について(2d1、2d2、2g'1、2g'2、2h'1及び2h'2の構成)

原告は、①2d2、2g'2、2h'1及び2h'2の構成における「画像メモリ22」への「ドットデータ」の記憶について、乙6文献には、「電話番号や各種の機能データ」(【0010】)ないし「RAM13に登録してある通話相手の電話番号や氏名、あるいはメッセージ」(【0013】)を画像メモリ22に記憶することの記載はあるが、ドットデータを記憶することの記載はなく、「画像メモリ」はいわゆるVRAMではないこと、②2d1、2d2、2g'1、2g'2、2h'1及び2h'2の構成における「表示データ(ドットデータ)」の送信について、乙6発明の表示データのうち、表示制御回路21がCRT表示器24等の大型ディスプレイに接続されたモニタ端子25に送信する表示データはドットデータであるものの(【0013】)、それ以外の表示データは、テキストデータであってドットデータではないことを主張する。

そこで検討するに、乙6文献には、表示制御回路21は、CPU11の制御下で、入力された表示データを画像メモリ22に記憶させ、簡易型液晶表示パネル23又はモニタ端子25に表示データを送らせること(【0011】)、表示制御回路21は「RAM13に登録してある通話相手の電話番号や氏名、あるいはメッセージなど」を一旦画像メモリ22

に記憶させた後、簡易型液晶表示パネル 2 3 に表示させること（【 0 0 1 3 】）が記載されている。これによれば、乙 6 発明において、CPU 1 1 は、表示制御回路 2 1 が、簡易型液晶表示パネル 2 3 や CRT 表示器 2 4 等の大型ディスプレイに接続されたモニタ端子 2 5 に送信するに際して、画像メモリ 2 2 に表示データを一旦記憶させるよう制御し、画像メモリ 2 2 は、表示データを一旦記憶するものであると認められる。

情報処理端末の画面にデータを表示するに当たり、情報処理端末に VRAM を設け、表示データ（ドットデータ）を一時的に VRAM に記憶させる必要があることは技術常識である（弁論の全趣旨）ところ、前述した画像メモリ 2 2 の機能に加え、「画像メモリ」との名称に照らせば、画像メモリ 2 2 は、画像データであるドットデータを記憶するメモリであって、VRAM に相当するものと解することができる。

そして、乙 6 文献に、「RAM 1 3 に登録してある通話相手の電話番号や氏名、あるいはメッセージなど」以外の表示データについて、表示制御回路 2 1 が表示データを画像メモリ 2 2 に一旦記憶させるとの構成に代わる構成を採用していることを示唆する記載は見当たらないから、「RAM 1 3 に登録してある通話相手の電話番号や氏名、あるいはメッセージなど」以外の表示データについても、ドットデータとして画像メモリ 2 2 に記憶する構成が開示されているものといえる。

さらに、乙 6 文献において、簡易型液晶表示パネル 2 3 に表示する表示データをドットデータではないデータとして、記憶メモリ 2 2 に記憶させ、簡易型液晶表示パネル 2 3 に送信することを示唆する記載も見当たらないから、ドットデータを簡易型液晶表示パネル 2 3 に送信する構成が開示されているものといえる。

以上によれば、乙 6 文献は、表示データを一旦画像メモリに記憶させるため、表示制御回路 2 1 が、画像メモリ 2 2 に対してドットデータを

記憶させ、簡易型液晶表示パネル 2 3 や C R T 表示器 2 4 等の大型ディスプレイに接続されたモニタ端子 2 5 にこれを送信するとの構成を開示しているものといえるから、前記アの 2 d 2、2 g' 2、2 h' ' 1 及び 2 h' 2 のとおり、「画像メモリ 2 2」には「ドットデータ」が記憶され、前記アの 2 d 1、2 d 2、2 g' ' 1、2 g' 2、2 h' ' 1 及び 2 h' 2 のとおり、「表示データ（ドットデータ）」が送信されることを認めることができ、原告の主張は採用することができない。

(エ) 「簡易型液晶表示パネル 2 3 では明瞭に表示できない画像情報」の表示について

原告は、乙 6 発明は、「簡易型液晶表示パネル 2 3 では明瞭に表示できない画像情報」を簡易型液晶表示パネル 2 3 に表示する構成（2 h' ' 1 の構成）を有しないと主張する。

しかしながら、乙 6 文献には、画像を形成する画面上の表示データ量が多い場合であって、簡易型液晶表示パネル 2 3 では表示内容が明瞭でない場合には、C R T 表示器 2 4 を使うことで必要とする表示データのすべてを欠落なく表示でき、従来のように、スクロール操作によって全画面を見る必要がなくなること（【0 0 1 4】）、表示データのコンテンツが大型表示装置に対応する場合には、大型表示装置が接続されるモニタ端子へ表示データを送る表示制御回路を設けたので、携帯電話機に固有の簡易型液晶表示パネルでは細部まで表示できなかったすべての表示データも、C R T 表示器を表示制御回路に接続するだけで分り易く表示できるという効果が得られること（【0 0 1 6】）が記載されている。これらの記載は、画像を形成する画面上の表示データ量が多い場合、簡易型液晶表示パネル 2 3 に、スクロール操作によらなければ全画像を見られないように表示すること、その場合にも、C R T 表示器 2 4 のような大型表示装置を使用すれば、すべての表示データを欠落なく表示できるこ

とをいうものと解すべきであり、表示データを簡易型液晶表示パネル 2 3 に表示しないことを示すものとは解し得ない。

したがって、原告の主張は採用することができない。

5 (オ) 「簡易型液晶表示パネル 2 3 では明瞭に表示できない画像情報」の受信について

被告は、乙 6 発明が「通信部 1 2 が、簡易型液晶表示パネル 2 3 では明瞭に表示できない画像情報を受信して復調の上、CPU 1 1 に送信」する構成 (2 g' 1) を有すると主張する。

10 しかしながら、乙 6 文献には、「外部から取り込んだ画像情報などのように一度に表示すべきデータ量が多く、簡易型液晶表示パネル 2 3 では明瞭に表示できない表示データ」を「外部から取り込」むこと (【0 0 1 3】) 及び「情報量の多い表示データ」を「外部から受信」すること (【0 0 1 5】) が記載されているものの、通信部 1 2 が無線信号として当該表示データを受信することは記載されていない。

15 そうすると、乙 6 発明においては、簡易型液晶表示パネル 2 3 では明瞭に表示できない画像情報を外部から取り込むとの構成が開示されているものの、通信部 1 2 が当該画像情報を受信する無線信号を受信するかどうかは明らかでないというべきであり、被告の主張は採用することができない。

20 (4) 本件発明と乙 6 発明との一致点及び相違点

ア 本件発明は、本件特許の特許請求の範囲の記載のとおりであるところ、乙 6 発明の 2 a、2 c、2 e、2 f、2 i 及び 2 k の構成が、本件発明の構成要件 A、C、E、F、I 及び K と一致することには争いはない。

25 そして、前記(1)~(3)によれば、「CPU 1 1」が「中央演算回路」に、「通信部 1 2」が「無線通信手段」に、「ROM 1 4 及び RAM 1 3」が「記憶手段」に、「簡易型液晶表示パネル 2 3」が「ディスプレイ手段」に、「C

R T表示器 2 4等の大型ディスプレイ」が「外部ディスプレイ手段」に、
「画像メモリ 2 2」が「単一のVRAM」に、「表示制御回路 2 1」が「グラフィックコントローラ」に、「モニタ端子 2 5」が「インターフェース手段」に、それぞれ相当するといえることができる。

5 また、乙 6 文献において、「簡易型液晶表示パネル 2 3では明瞭に表示できない表示データ」について、外部から取り込んだ画像情報などのように一度に表示すべきデータ量が多く、表示データコンテンツが簡易型液晶表示パネル 2 3に対応せず（【0 0 1 3】）、画像を形成する画面上の表示データ量が多い（【0 0 1 4】）場合であり、このような場合に、従来は、「スク
10 ロール操作によって全画像を見る必要が」あったこと（【0 0 1 4】）が記載されているといえるところ、これらの記載によれば、乙 6 発明の「簡易型液晶表示パネル 2 3では明瞭に表示できない画像情報」は、表示データの解像度が簡易型液晶パネル 2 3の解像度（画素数）より大きい画像情報であると解するのが相当である。そうすると、乙 6 発明の、「簡易型液晶表示
15 パネル 2 3では明瞭に表示できない画像情報」は、本件発明の「本来解像度が前記ディスプレイパネルの画面解像度より大きい画像データ」に相当するといえることができる。

 以上によれば、乙 6 発明の 2 j の構成は、本件発明の構成要件 J と一致するといえることができる。

20 これに対し、構成要件 B、D 及び G' に関し、乙 6 発明において、①通信部 1 2 が、CPU 1 1 に信号の送信を行うこと、② CPU 1 1 が、通信部 1 2 からデジタル信号を受信すること、③通信部 1 2 が、簡易型液晶表示パネル 2 3 では明瞭に表示できない画像情報を伝達する無線信号を受信し、デジタル信号に変換の上、CPU 1 1 に送信し、CPU 1 1 が当該デ
25 ジタル信号を受信することは明らかではない。

 また、構成要件 H' に関し、乙 6 発明では、簡易型液晶表示パネル 2 3

では明瞭に表示できない画像情報を簡易型液晶表示パネル 2 3 に表示するに際し、簡易型液晶表示パネル 2 3 の画面解像度と同じ解像度を有する画像のビットマップデータを読み出すかが明らかでない。

イ そうすると、本件発明と乙 6 発明の相違点は次のとおりである。

5 (ア) 相違点①

本件発明は、①無線通信手段が、無線信号を受信してデジタル信号に変換の上、中央演算回路に送信し（構成要件 B）、②中央演算回路が、無線通信手段から受信したデジタル信号に必要な処理を行い、リアルタイムでデジタル表示信号を生成し（構成要件 D）、③無線通信手段が「本来解像度がディスプレイパネルの画面解像度より大きい画像データ」を伝達する無線信号を受信してデジタル信号に変換の上、中央演算回路に送信し、中央演算回路が当該デジタル信号を受信して、当該デジタル信号が伝達する画像データを処理する（構成要件 G'）のに対し、乙 6 発明は、簡易型液晶表示パネル 2 3 では明瞭に表示できない画像情報を外部から取り込んでいるものの、通信部 1 2 が、当該画像情報を伝達する無線信号を受信し、デジタル信号に変換の上、CPU 1 1 に送信し、CPU 1 1 が当該デジタル信号を受信するか明らかでない点（2 b'、2 d 1 及び 2 g'、' 1）。

15 (イ) 相違点②

20 本件発明は、「本来解像度がディスプレイパネルの画面解像度より大きい画像データ」をディスプレイ手段に表示する場合に、「ディスプレイパネルの画面解像度と同じ解像度を有する画像のビットマップデータ」を読み出す（構成要件 H'）のに対し、乙 6 発明は、簡易型液晶表示パネル 2 3 では明瞭に表示できない画像情報を簡易型液晶表示パネル 2 3 に表示するに際し、簡易型液晶表示パネル 2 3 の画面解像度と同じ解像度を
25 有する画像のビットマップデータを読み出すか明らかでない点（2 h'、'

1)。

(5) 相違点①に係る構成の容易想到性について

ア 技術常識

特開2002-27038号公報(乙8。平成14年1月25日公開)
の【0039】～【0045】及び【図4】には、携帯端末装置において、
受信部204がチューナー55を有し、放送局から配信されたゲーム情報
内容D1を受信し、チューナー55ではアンテナ41により受信された地
上波放送信号からゲーム情報内容D1のデータ列を抽出してシステムバス
79に送ること、受信部204は、テレビ放送電波の複数のチャンネルの電
波のうち、所望のチャンネルを受信すること、データ放送番組に係る映像や
ゲーム情報内容D1などは、垂直ブランキングインターリーブングを利用
して多重化され、画像を含む各種デジタルコンテンツが配信されること、
システムバス79にはデータ処理部35が接続され、データ処理部35は、
デコード処理後のデータ放送番組に係る映像やゲーム情報内容D1などを
処理することが記載されている。

特開2001-245341号公報(乙11。平成13年9月7日公開)
の【0014】、【0025】～【0029】、【図1】及び【図4】には、
カーナビゲーション装置1に組み込まれた無線通信装置2が、受信電波を
分波する分波器21、画像データ処理部28などからなり、Bluetooth
アンテナ3で受信したサーバからの信号が、分波器21により分波
して取り出されるなどして、ベースバンド処理部24に送られること、ベ
ースバンド処理部24において復号されたデータが画像データの場合は、
画像データ処理部28に送出されて、画像データ処理部28で画像処理さ
れることが記載されている。

特開2004-214766号公報(乙23。平成16年7月29日公
開)の【0015】～【0019】及び【図1】には、携帯電話機におい

て、送受信部 1 1 は、アンテナ 1 1 a を介して電波を送受信することで基地局との双方向通信を行い、画像出力部 1 7 は、入力された情報（静止画や動画、文字など）を外部表示装置 2 で読取可能な画像信号方式（例えば、ビデオ信号形式）に変換して出力するインターフェイス部であり、制御部 1 0 は、外部表示装置 2 を用いてテレビ電話を行う場合、送受信部 1 1 を介して通話相手との双方向通信を行い、画像情報の交換を行うこと、このとき、制御部 1 0 は、通話相手から送られてくる画像情報を画像出力部 1 7 に送出し、画像出力部 1 7 は、制御部 1 0 からの入力情報に所定の信号処理を施して外部表示装置 2 に出力することが記載されている。

以上によれば、通信装置を構成する通信部において、画像情報を伝達する無線信号を受信し、デジタル信号に変換して CPU に送信し、CPU が当該デジタル信号を受信することは、本件特許の優先日当時における技術常識であったと認められる。

イ 容易想到性

乙 6 発明の通信部 1 2 は、アンテナ 1 2 a 及び受信信号の復調機能を有している（2 b'）。そうすると、本件特許の優先日当時、乙 6 発明に接した当業者にとって、乙 6 発明に前記アの技術常識を適用し、簡易型液晶表示パネル 2 3 では明瞭に表示できない画像情報を外部から取り込むための構成として、通信部 1 2 が当該画像情報を伝達する無線信号を受信してデジタル信号に変換の上、CPU 1 1 に送信し、CPU 1 1 が当該デジタル信号を受信するとの相違点①に係る構成を想到することは容易であったといえることができる。

(6) 相違点②に係る構成の容易想到性について

ア 技術常識

乙 3 9 文献（平成 1 2 年 3 月 3 日公開）の【0 0 0 8】、【0 0 3 7】、【0 0 3 8】及び【0 0 4 4】には、携帯情報処理装置である携帯機器 2 にお

いて、アプリケーションプログラム35が、異なる解像度を持つ内部表示装置22と外部表示装置24において描画させるイメージ、すなわち内部表示イメージと外部表示イメージを、それぞれの表示装置の解像度に合わせて、表示メモリ18上にライトし、表示コントローラ20は、アプリケーションプログラム35によってライトされた内部表示イメージと外部表示イメージに応じて、内部表示装置22と外部表示装置24に対して、それぞれに応じた描画イメージを表示させることが記載されている。

また、乙38文献（平成12年1月14日公開）の【0003】、【0041】、【0069】及び【0080】並びに【図8】には、可搬使用を可能とした小型の動画像通信装置において、内部表示器24は、例えば、QCIF信号を表示するのに必要な画素数（180×144）を有し、表示制御部23の制御の下に画像を表示し、表示制御部23は、受信動画像データのフォーマットがCIFであった場合には、CIFからQCIFへのフォーマット変換を、CIF動画像データの画素を間引く処理により行い、CIFからQCIFにフォーマット変換された動画像を内部表示器24に表示させることが記載されている。

さらに、特開2003-122339号公報（乙56。平成15年4月25日公開）の【0005】、【0032】、【0040】、【0048】～【0050】、【0054】並びに【図3】、【図5】及び【図11】には、移動通信端末において、入力された静止画像データの表示サイズがLCD（表示器）34の表示領域サイズより大きい場合、表示しようとする画像データの横方向の表示サイズがLCD34の横方向の表示領域サイズに対応する大きさになるように縮小処理が行われ、この縮小処理をされた画像データがLCD34に表示されること、その例として、QCIF（176×144ドット）からなる画像データの表示サイズを、SubQCIF（128×96ドット）に相当する表示領域サイズに対応させるために、8／

1 1 倍に縮小処理すること、C I F (3 5 2 × 2 8 8 ドット) からなる画像データの表示サイズを、S u b Q C I F (1 2 8 × 9 6 ドット) に相当する表示領域サイズに対応させるために、4 / 1 1 倍に縮小処理することが記載されている。

5 以上によれば、携帯端末において、表示しようとする画像データの解像度が表示パネルの画面解像度より大きい場合に、表示パネルと同じ解像度の画像データを読み出し、当該データを伝達するデジタル表示信号を送信し、これを表示パネルに表示させることは、本件特許の優先日当時における技術常識であったと認められる。

10 イ 容易想到性について

乙6 発明において、簡易型液晶表示パネル23では明瞭に表示できない画像情報を表示するに当たり、表示制御回路21は、画像メモリ22に記憶させた表示データ(ドットデータ)を簡易型液晶表示パネル23に送信し、簡易型液晶表示パネル23に表示する機能を有する(2h' ' 1)。

15 そうすると、本件特許の優先日当時、乙6 発明に接した当業者にとって、乙6 発明に前記アの技術常識を適用し、簡易型液晶表示パネル23では明瞭に表示できない画像情報を簡易型液晶表示パネル23に表示するに当たり、簡易型液晶表示パネル23の画面解像度と同じ解像度を有する画像のビットマップデータを読み出すという相違点②に係る構成を想到することは容易であったといえることができる。

20

2 小括

原告のその余の主張も上記判断を左右するものではなく、本件特許は、進歩性を欠き、特許無効審判により無効にされるべきものと認められる(特許法123条1項2号、29条2項)から、原告は、被告に対し、本件特許権を行使

25 することができない(同法104条の3第1項)。

第5 結論

以上によれば、その余の点について判断するまでもなく、原告の請求は理由がないから、これを棄却することとして、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第46部

5

裁判長裁判官 高 橋 彩

10 裁判官勝又来未子は転補のため、裁判官吉川慶は退官のため、いずれも署名押印
することができない。

裁判長裁判官 高 橋 彩

15

別紙

被告製品目録

- 1 イ号製品 スマートフォン 「Xperia arc SO-01C」
- 5 2 ロ号製品 スマートフォン 「Xperia acro SO-02C」
- 3 ハ号製品 スマートフォン 「Xperia acro IS11S」
- 4 ニ号製品 スマートフォン 「Xperia NX SO-02D」
- 5 ホ号製品 スマートフォン 「Xperia acro HD SO-03D」
- 6 ヘ号製品 スマートフォン 「Xperia acro HD IS12S」
- 10 7 ト号製品 スマートフォン 「Xperia GX SO-04D」
- 8 チ号製品 スマートフォン 「Xperia SX SO-05D」
- 9 リ号製品 スマートフォン 「Xperia VL SOL21」
- 1 0 ヌ号製品 スマートフォン 「Xperia AX SO-01E」
- 1 1 ル号製品 スマートフォン 「Xperia A SO-04E」
- 15 1 2 ヲ号製品 スマートフォン 「Xperia feat. HATSUNE MIKU SO-04E」
- 1 3 ワ号製品 スマートフォン 「Xperia Z1 SOL23」
- 1 4 カ号製品 スマートフォン 「Xperia Z1 SO-01F」
- 1 5 ヨ号製品 スマートフォン 「Xperia Z1 f SO-02F」
- 1 6 タ号製品 スマートフォン 「Xperia Z Ultra SOL24」
- 20 1 7 レ号製品 スマートフォン 「Xperia A2 SO-04F」
- 1 8 ソ号製品 スマートフォン 「Xperia Z2 SO-03F」
- 1 9 ツ号製品 スマートフォン 「Xperia ZL2 SOL25」
- 2 0 ネ号製品 タブレット 「Xperia Z2 Tablet (Wi-Fi モデル)」
- 2 1 ナ号製品 タブレット 「Xperia Z2 Tablet SO-05F」
- 25 2 2 ラ号製品 タブレット 「Xperia Z2 Tablet SOT21」
- 2 3 ム号製品 スマートフォン 「Xperia Z3 SO-01G」

	2 4	ウ号製品	スマートフォン	「Xperia Z3 SOL26」
	2 5	キ号製品	タブレット	「Xperia Z3 Tablet Compact」
	2 6	ノ号製品	スマートフォン	「Xperia Z3 Compact SO-02G」
	2 7	オ号製品	スマートフォン	「Xperia Z3 (SoftBank)」
5	2 8	ク号製品	スマートフォン	「Xperia A4 SO-04G」
	2 9	ヤ号製品	スマートフォン	「Xperia Z4 SO-03G」
	3 0	マ号製品	スマートフォン	「Xperia Z4 SOV31」
	3 1	ケ号製品	スマートフォン	「Xperia Z4 (SoftBank)」
	3 2	フ号製品	タブレット	「Xperia Z4 Tablet (Wi-Fi モデル)」
10	3 3	コ号製品	タブレット	「Xperia Z4 Tablet SO-05G」
	3 4	エ号製品	タブレット	「Xperia Z4 Tablet SOT31」
	3 5	テ号製品	スマートフォン	「Xperia Z5 SO-01H」
	3 6	ア号製品	スマートフォン	「Xperia Z5 SOV32」
	3 7	サ号製品	スマートフォン	「Xperia Z5 (SoftBank)」
15	3 8	キ号製品	スマートフォン	「Xperia Z5 Compact SO-02H」

以上

別紙

特許請求の範囲（本件訂正前）

【請求項 1】

5 ユーザーがマニュアル操作によってデータを入力し、該入力データを後記中央演算回路へ送信する入力手段と；

無線信号を受信してデジタル信号に変換の上、後記中央演算回路に送信するとともに、後記中央演算回路から受信したデジタル信号を無線信号に変換して送信する無線通信手段と；

10 後記中央演算回路を動作させるプログラムと後記中央演算回路で処理可能なデータファイルとを格納する記憶手段と；

前記入力手段から受信したデータと前記記憶手段に格納されたプログラムとに基づき、前記無線通信手段から受信したデジタル信号に必要な処理を行い、リアルタイムでデジタル表示信号を生成するか、又は、自らが処理可能なデータファイルとして前記記憶手段に一旦格納し、その後読み出した上で処理する中央演算回路と、
15 該中央演算回路の処理結果に基づき、単一のVRAMに対してビットマップデータの書き込み／読み出しを行い、「該読み出したビットマップデータを伝達するデジタル表示信号」を生成し、該デジタル表示信号を後記ディスプレイ制御手段又は後記インターフェース手段に送信するグラフィックコントローラと、から構成される
20 データ処理手段と；

画面を構成する各々の画素が駆動されることにより画像を表示するディスプレイパネルと、前記グラフィックコントローラから受信したデジタル表示信号に基づき前記ディスプレイパネルの各々の画素を駆動するディスプレイ制御手段とから構成されるディスプレイ手段と；

25 外部ディスプレイ手段を備えるか、又は、外部ディスプレイ手段を接続するかする周辺装置を接続し、該周辺装置に対して、前記グラフィックコントローラから受

信したデジタル表示信号に基づき、外部表示信号を送信するインターフェース手段と；

を備える携帯情報通信装置において、

前記グラフィックコントローラは、前記携帯情報通信装置が「本来解像度がディスプレイパネルの画面解像度より大きい画像データ」を処理して画像を表示する場合に、前記単一のVRAMから「前記ディスプレイパネルの画面解像度と同じ解像度を有する画像のビットマップデータ」を読み出し、「該読み出したビットマップデータを伝達するデジタル表示信号」を生成し、該デジタル表示信号を前記ディスプレイ制御手段に送信する機能と、前記単一のVRAMから「前記ディスプレイパネルの画面解像度より大きい解像度を有する画像のビットマップデータ」を読み出し、「該読み出したビットマップデータを伝達するデジタル表示信号」を生成し、該デジタル表示信号を前記インターフェース手段に送信する機能と、を実現し、

前記インターフェース手段は、前記グラフィックコントローラから受信した「ビットマップデータを伝達するデジタル表示信号」を、デジタルRGB、TMD S、LVDS（又はLDI）及びGVIFのうちのいずれかの伝送方式で伝送されるデジタル外部表示信号に変換して、該デジタル外部表示信号を前記周辺装置に送信する機能を有する、

ことにより、

前記外部ディスプレイ手段に、「前記ディスプレイパネルの画面解像度より大きい解像度を有する画像」を表示できるようにした、

ことを特徴とする携帯情報通信装置。

以上

別紙

特許請求の範囲

【請求項 1】

5 ユーザーがマニュアル操作によってデータを入力し、該入力データを後記中央演算回路へ送信する入力手段と；

無線信号を受信してデジタル信号に変換の上、後記中央演算回路に送信するとともに、後記中央演算回路から受信したデジタル信号を無線信号に変換して送信する無線通信手段と；

10 後記中央演算回路を動作させるプログラムと後記中央演算回路で処理可能なデータファイルとを格納する記憶手段と；

前記入力手段から受信したデータと前記記憶手段に格納されたプログラムとに基づき、前記無線通信手段から受信したデジタル信号に必要な処理を行い、リアルタイムでデジタル表示信号を生成するか、又は、自らが処理可能なデータファイルとして前記記憶手段に一旦格納し、その後読み出した上で処理する中央演算回路と、
15 該中央演算回路の処理結果に基づき、単一のVRAMに対してビットマップデータの書き込み／読み出しを行い、「該読み出したビットマップデータを伝達するデジタル表示信号」を生成し、該デジタル表示信号を後記ディスプレイ制御手段又は後記インターフェース手段に送信するグラフィックコントローラと、から構成される
20 データ処理手段と；

画面を構成する各々の画素が駆動されることにより画像を表示するディスプレイパネルと、前記グラフィックコントローラから受信したデジタル表示信号に基づき前記ディスプレイパネルの各々の画素を駆動するディスプレイ制御手段とから構成されるディスプレイ手段と；

25 外部ディスプレイ手段を備えるか、又は、外部ディスプレイ手段を接続するかする周辺装置を接続し、該周辺装置に対して、前記グラフィックコントローラから受

信したデジタル表示信号に基づき、外部表示信号を送信するインターフェース手段と；

を備え、

前記無線通信手段が「本来解像度が前記ディスプレイパネルの画面解像度より大きい画像データ」を伝達する無線信号を受信してデジタル信号に変換の上、前記中央演算回路に送信し、前記中央演算回路が該デジタル信号を受信して、該デジタル信号が伝達する画像データを処理し、前記グラフィックコントローラが、該中央演算回路の処理結果に基づき、前記単一のVRAMに対してビットマップデータの書き込み／読み出しを行い、「該読み出したビットマップデータを伝達するデジタル表示信号」を生成し、該デジタル表示信号を前記ディスプレイ制御手段又は前記インターフェース手段に送信して、前記ディスプレイ手段又は前記外部ディスプレイ手段に画像を表示する機能（以下、「高解像度画像受信・処理・表示機能」と略記する）を有する、

携帯情報通信装置において、

前記グラフィックコントローラは、前記携帯情報通信装置が前記高解像度画像受信・処理・表示機能を実現する場合に、前記単一のVRAMから「前記ディスプレイパネルの画面解像度と同じ解像度を有する画像のビットマップデータ」を読み出し、「該読み出したビットマップデータを伝達するデジタル表示信号」を生成し、該デジタル表示信号を前記ディスプレイ制御手段に送信する機能と、前記単一のVRAMから「前記ディスプレイパネルの画面解像度より大きい解像度を有する画像のビットマップデータ」を読み出し、「該読み出したビットマップデータを伝達するデジタル表示信号」を生成し、該デジタル表示信号を前記インターフェース手段に送信する機能と、を実現し、

前記インターフェース手段は、前記グラフィックコントローラから受信した「ビットマップデータを伝達するデジタル表示信号」を、デジタルRGB、TMDS、LVDS（又はLDI）及びGVIFのうちのいずれかの伝送方式で伝送されるデ

デジタル外部表示信号に変換して、該デジタル外部表示信号を前記周辺装置に送信する機能を有する、

ことにより、

前記外部ディスプレイ手段に、「前記ディスプレイパネルの画面解像度より大き

5 い解像度を有する画像」を表示できるようにした、

ことを特徴とする携帯情報通信装置。

以上